

市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要 (令和2年4月1日時点)

【市町村地域福祉計画の策定状況】

- 全1,741市町村(東京都特別区を含む。以下同じ)については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,405市町村(80.7%)となり、前回調査と比較して41市町村(2.4ポイント)増加している。(P4)
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では「策定済み」が93.0%であるのに対し、町村部では69.9%になっている。(P4)
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、100万人以上の自治体では策定率100%を達成しており、5万人以上の自治体では策定率90%を超えている。(P5)
- 「策定未定」の229市町村のうち、未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く183市町村(79.9%)となっており、必要な支援策として184市町村(80.3%)が「既に策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。(P16~P17)

【都道府県地域福祉支援計画の策定状況】

- 全47都道府県については、都道府県地域福祉支援計画を策定済み。(100%) (P25)

【地域福祉(支援)計画の記載内容、評価・改定状況等】

- 計画策定済みの1,405市町村の計画の策定内容について、地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる4項目すべてを計画に位置付けている自治体は1,003市町村(71.4%)になっている。(P6~P7)
- 計画策定済みの1,405市町村のうち、平成30年4月施行の改正社会福祉法により追加された、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」について、97市町村は計画への位置付けを行っておらず、そのうち39市町村(40.2%)は検討に着手している。(P7)
- 計画の期間については、1,053市町村(74.9%)が「5年間」となっている。(P13)
- 計画の内容の点検状況については、計画を定期的に点検しているのは864市町村(61.5%)となっている。そのうち552市町村(63.9%)は評価実施体制を構築(評価委員会等を設置)している。(P13~P14)
- 地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けているのは39都道府県(83.0%)となっている。(前回調査からは8県増加)(P26)

【市町村による包括的な支援体制の整備に関する記載状況】

- 市町村による包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業）について、905市町村（64.4%）は「実施している」または「実施予定」であり、このうち59.6%にあたる539市町村が当該事業（※）を全て計画に盛り込んでいる。（P10～P11）
（※）社会福祉法第106条の3第1項1号～3号に掲げる事業
- 都道府県地域福祉支援計画においては、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項について、41都道府県（87.2%）が、いずれかの項目を記載している。（P29）

【都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況について】

- 都道府県間における市町村地域福祉計画の策定率について、15府県（31.9%）が100%を達成している。（P34）
- 策定率100%を達成していない32都道県のうち、29都道県（90.6%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（または行う予定がある）」と回答している。（P35～P36）

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和2年4月1日時点）

- 1 策定状況
 - (1) 市区部・町村部別の策定状況
 - (2) 人口規模別の策定状況
- 2 地域福祉計画の策定内容
- 3 地域福祉計画の改定状況
- 4 地域福祉計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉活動計画との関係
- 6 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策
- 7 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況
- 8 自治体総合計画との関係について
- 9 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について
- 10 その他関係する分野の計画との関係について

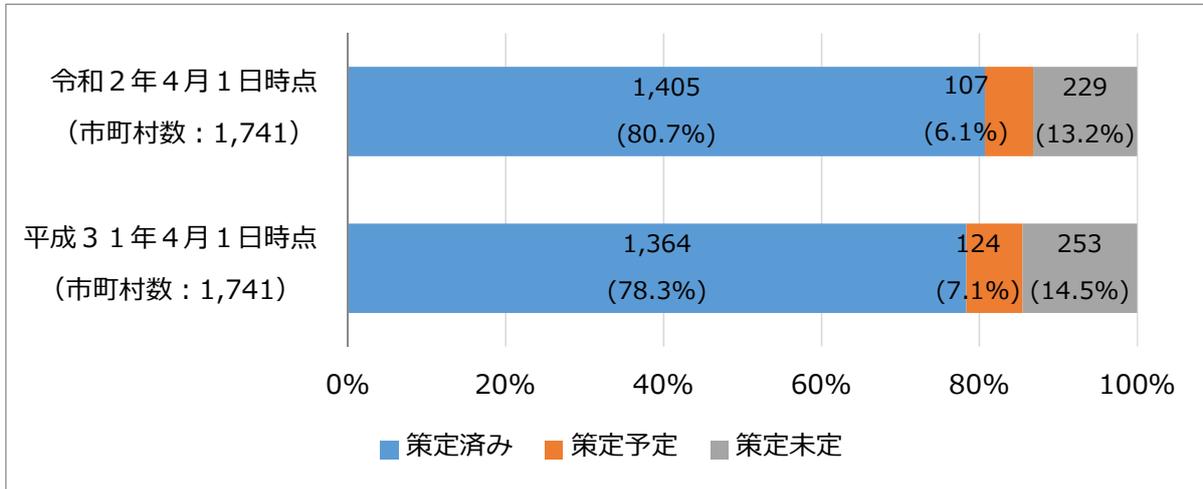
【調査の概要】

- 調査対象 1, 741市町村
 - 回答数 1, 741市町村（回答率100%）
 - 調査時点 令和2年4月1日現在
- ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

I 地域福祉計画策定状況等調査結果（令和2年4月1日時点）

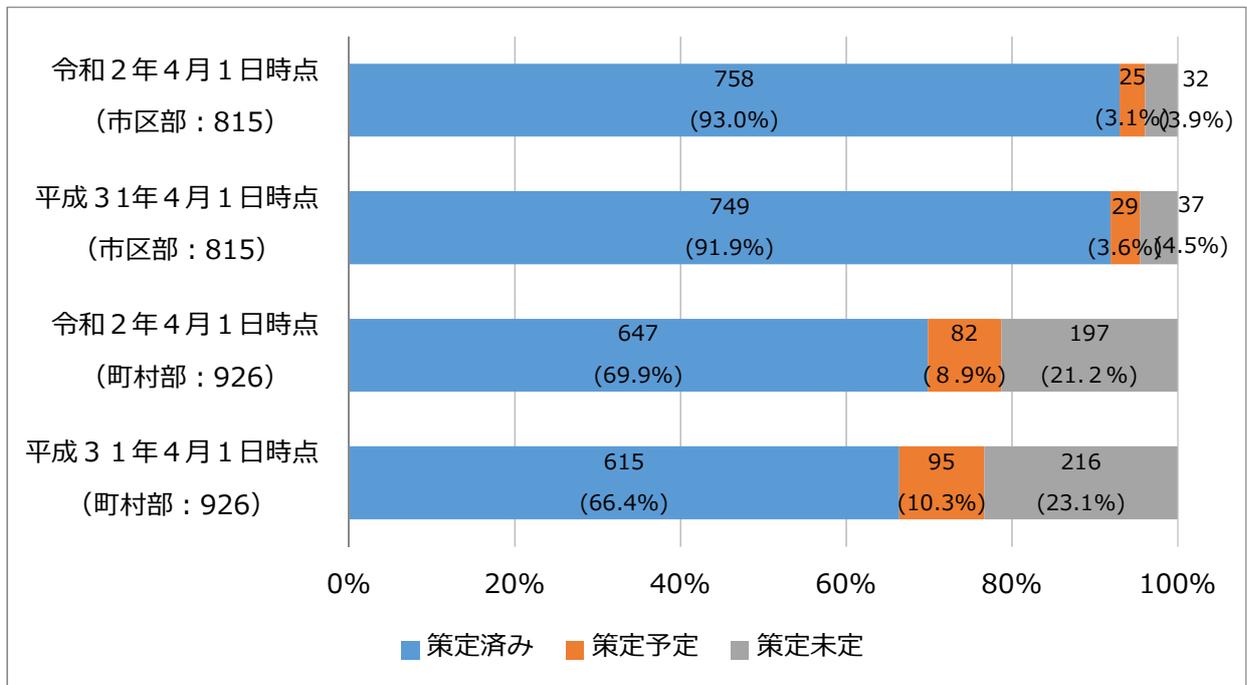
I-1 策定状況

- 全1,741市町村のうち、「策定済み」は1,405市町村（80.7%）となり、前回調査と比較して2.4ポイント増加した。



I-1-1 (1) 市区部・町村部別の策定状況

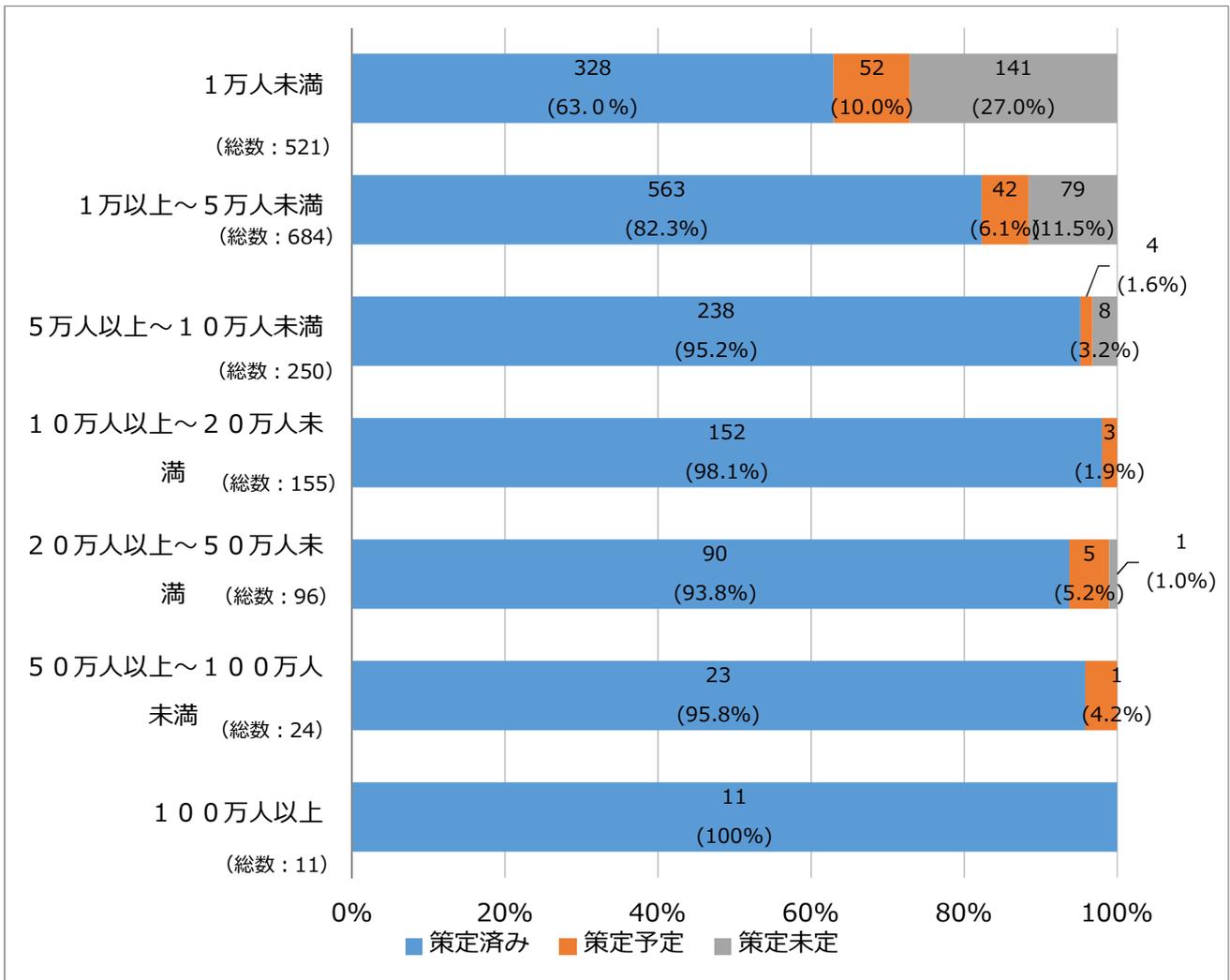
- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は1.1ポイント、町村部は3.5ポイント増加した。
- 策定率を比較すると、市区部（93.0%）と町村部（69.9%）の間には23.1%の差がある。



I-1-(2) 人口規模別の策定状況

○ 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。

○ 「1万人未満」の市町村の策定率は7割程度であり、「5万人以上」の市町村は9割を超えている。



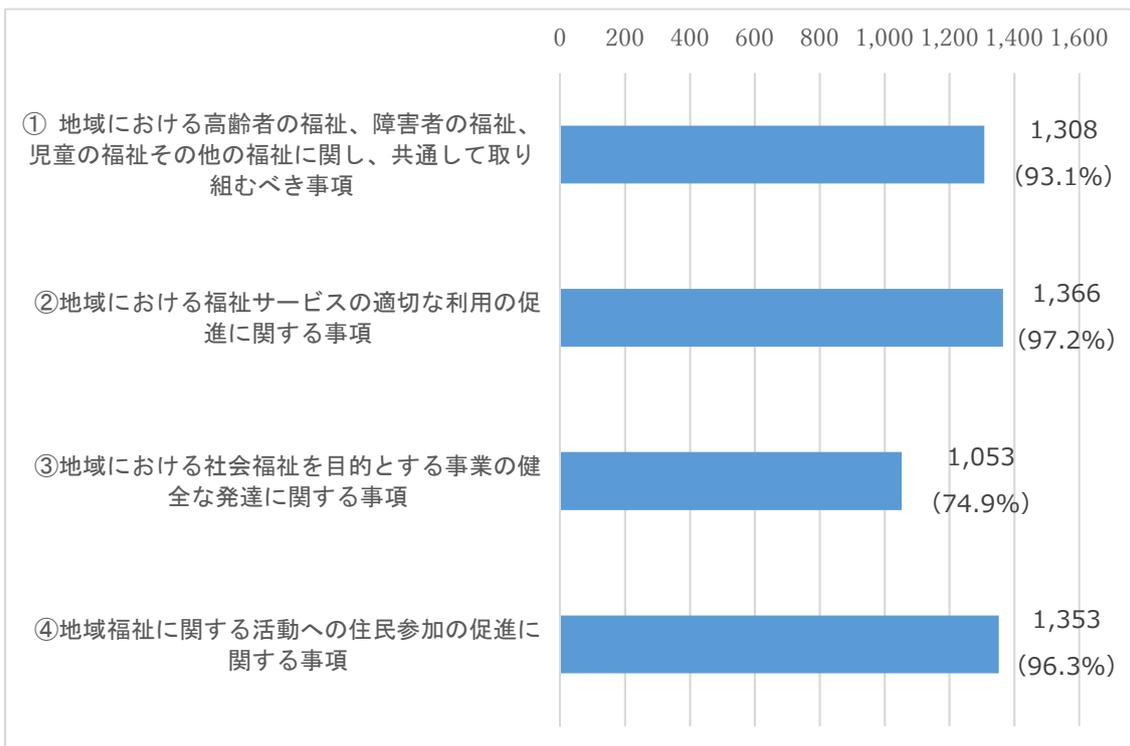
I-2 地域福祉計画の策定内容

- 地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」については、9割以上の市町村が計画に位置付けている。また、法定上必要となる4項目すべてを計画に位置付けている自治体は1,003市町村（71.4%）となっている。
- 平成30年4月に施行された改正社会福祉法において新しく規定された「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を位置付けていない97市町村のうち、39市町村（40.2%）が検討に着手している。
- 社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業について、実施しているのは625市町村（44.5%）、実施予定は280市町村（19.9%）となっている。また、「実施している」・「実施予定」と回答した905市町村のうち、58.9%にあたる533市町村が当該事業を全て計画に盛り込んでいる。

① 地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目について

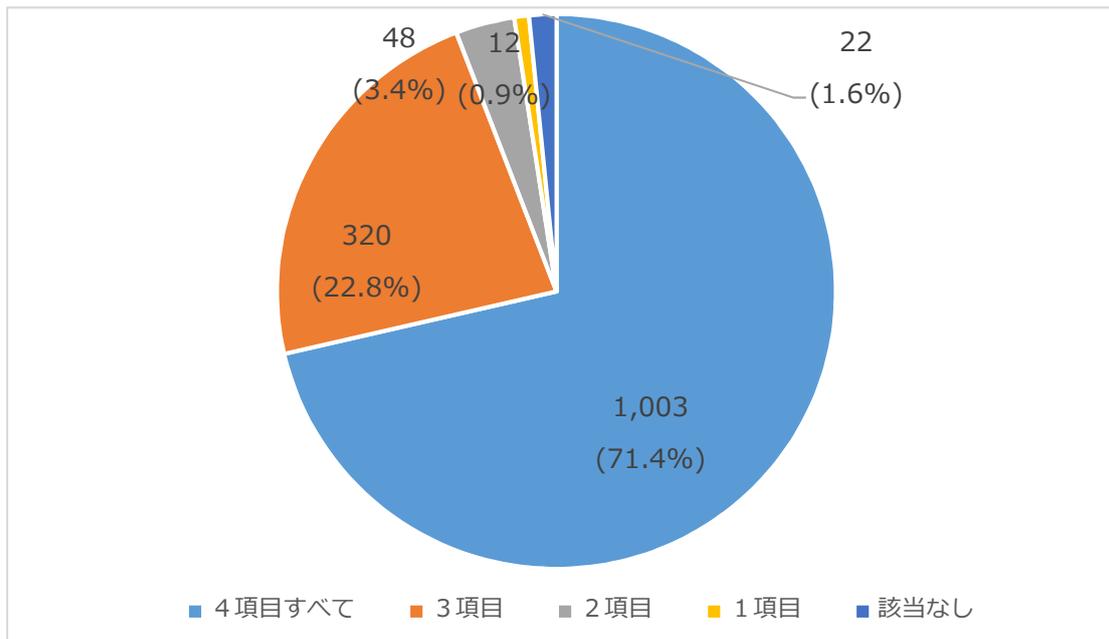
〈項目別策定自治体数〉

策定済み1,405市町村の回答



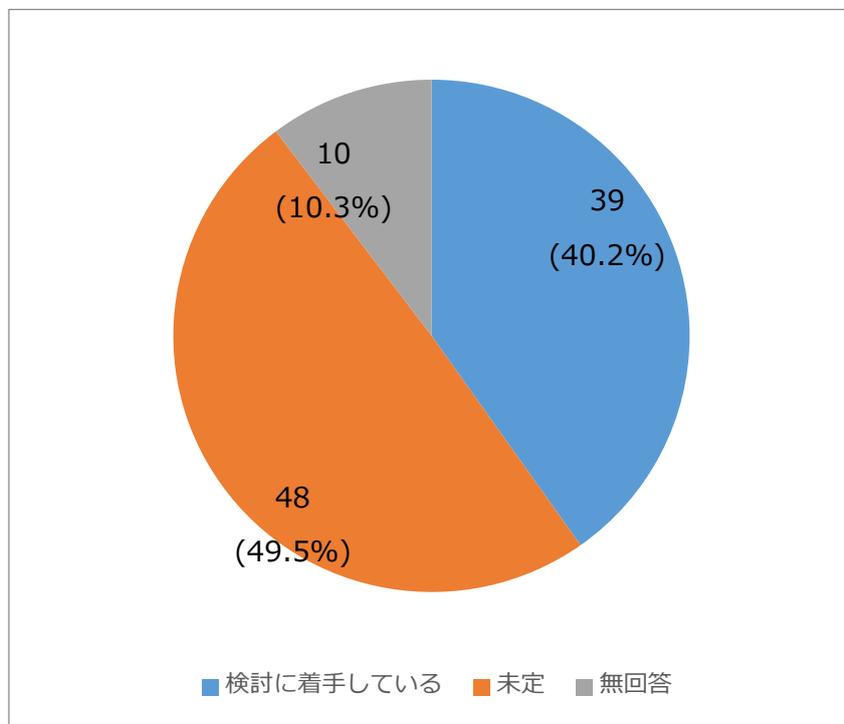
〈策定項目数〉

策定済み1, 405市町村の回答



〈平成30年4月に施行された改正社会福祉法により追加された記載事項の追記に係る検討状況〉

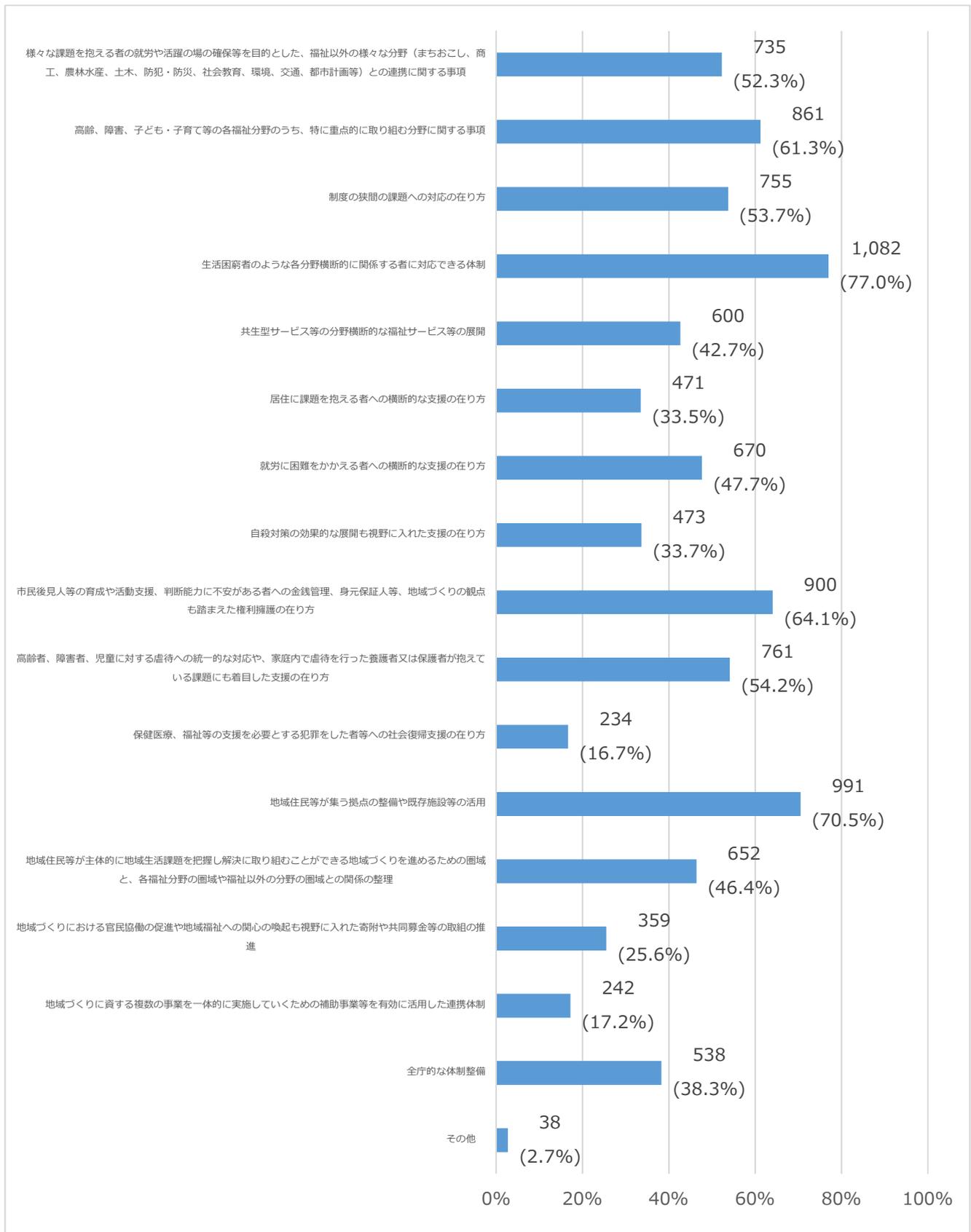
地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
共通して取り組むべき事項を位置付けていない97市町村の回答



〈内容詳細〉

ア. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

策定済み 1, 405 市町村の回答

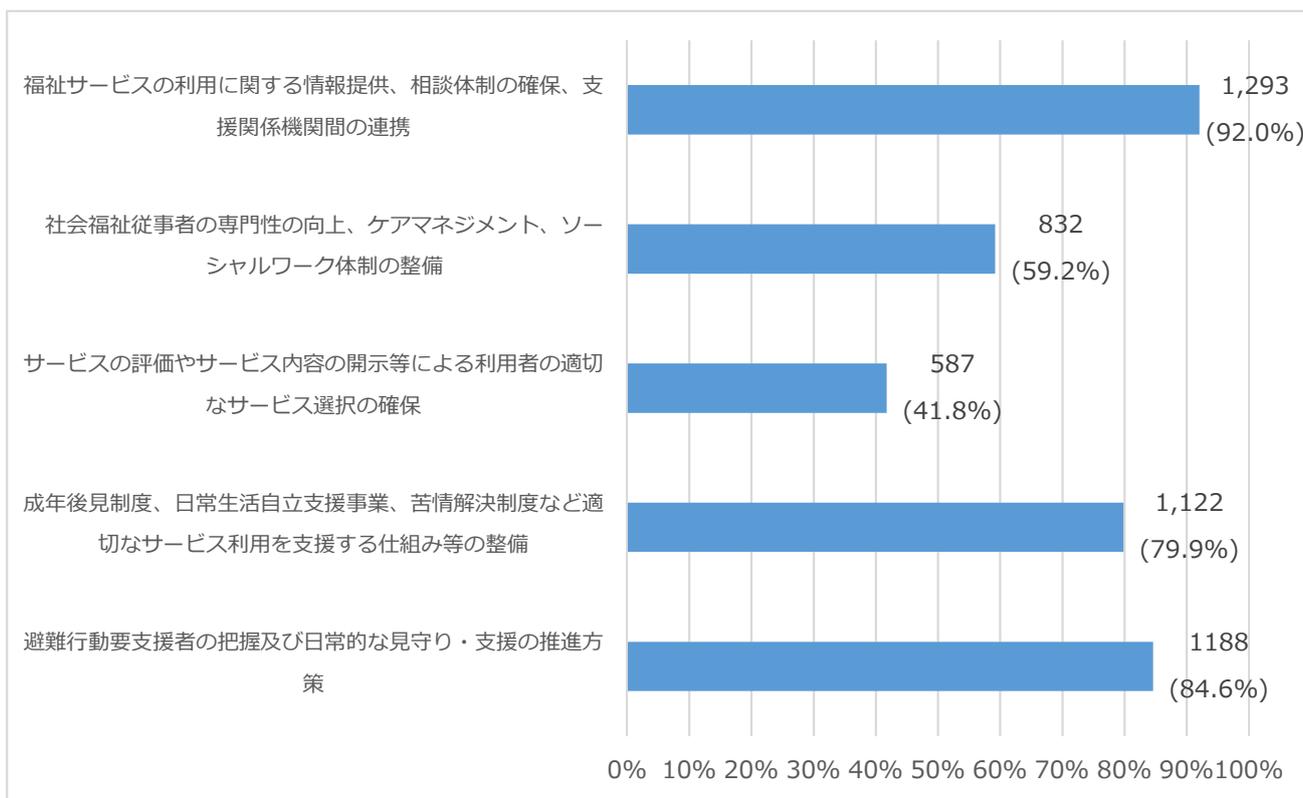


「その他」の回答例

- 地域福祉を支える人材育成の仕組みづくりに関する事項
- 災害時の支援体制構築に関する事項
- LGBT や外国人への理解・参画
- 産学公民連携した取組の推進
- ボランティア活動の推進
- 健康増進・健康づくりの意識醸成の推進

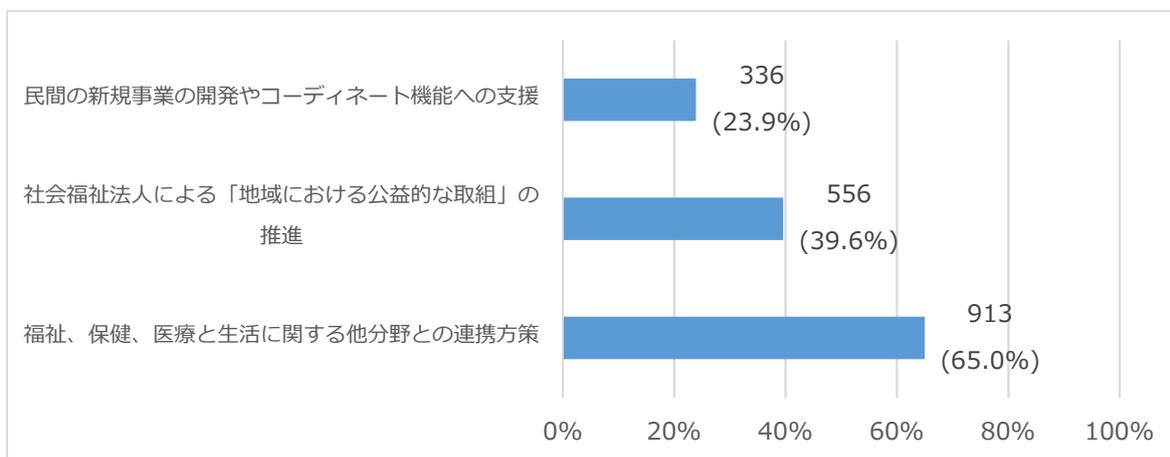
イ. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

策定済み1, 405市町村の回答



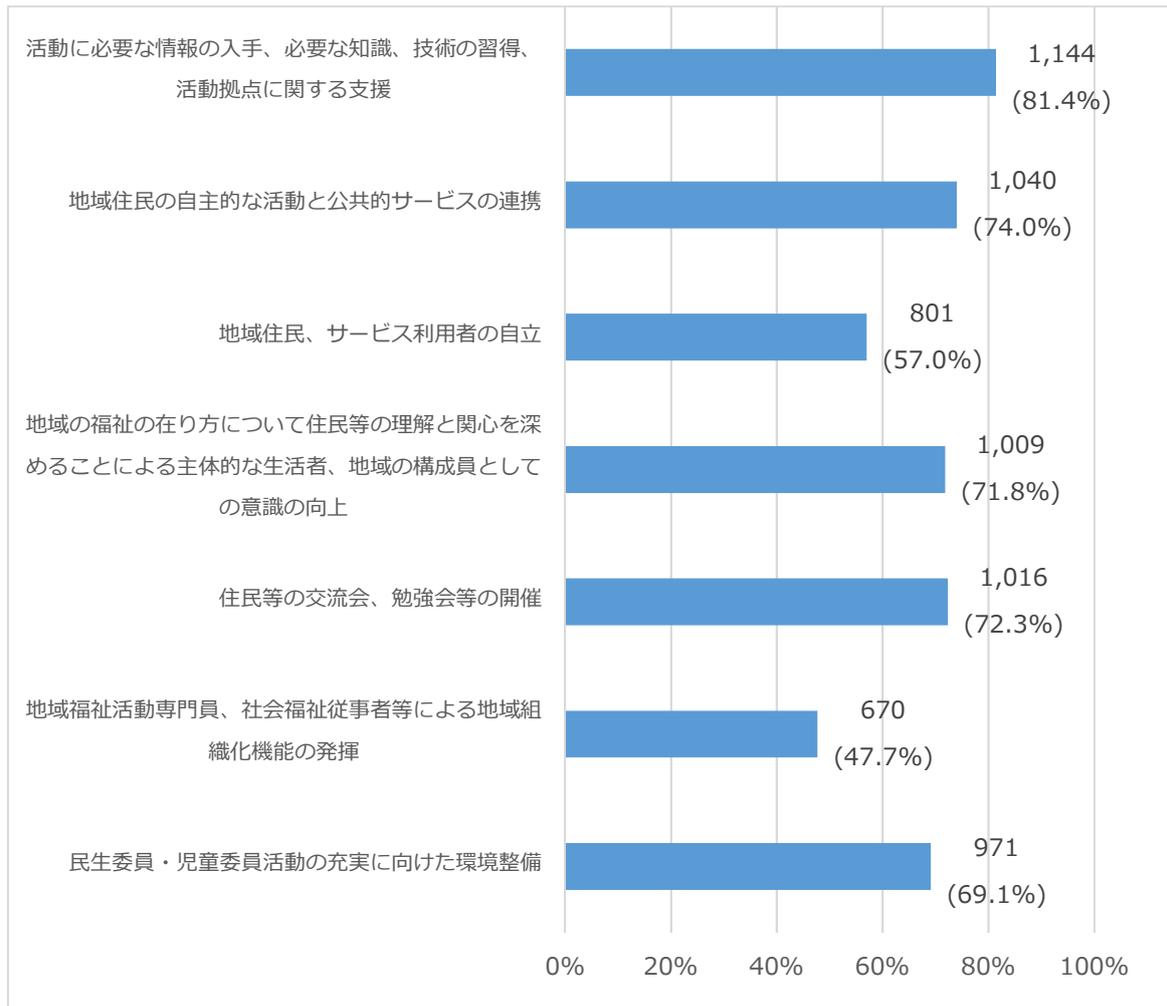
ウ. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

策定済み1, 405市町村の回答



エ. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

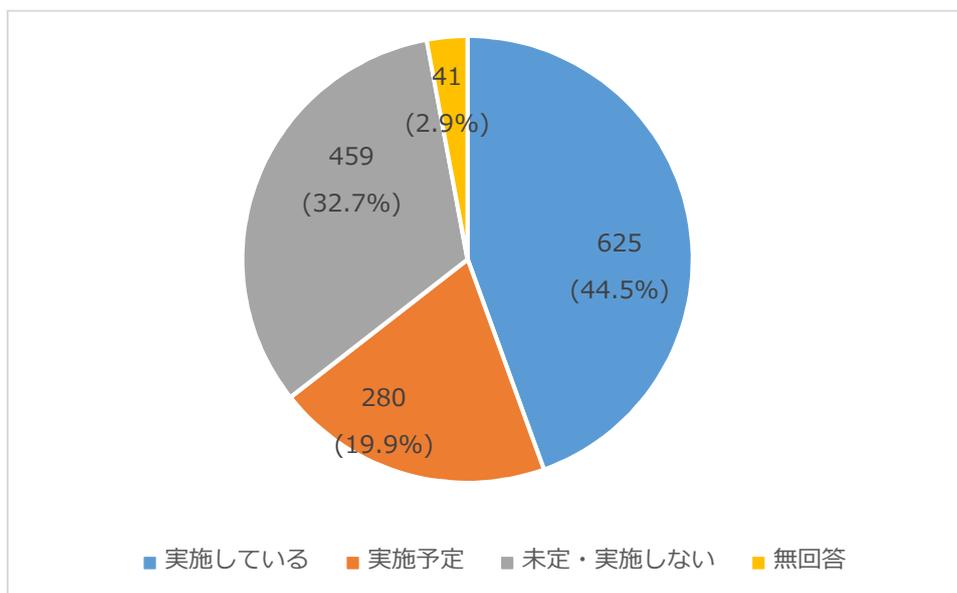
策定済み1, 405市町村の回答



オ. 社会福祉法第106条の3 第1項各号に掲げる事業について

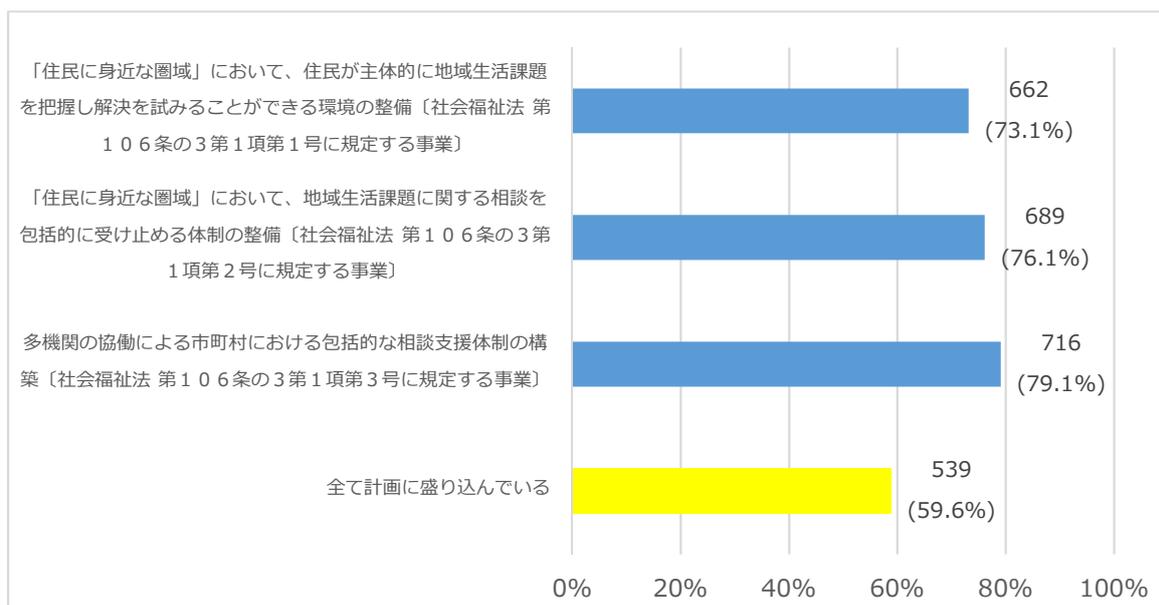
〈実施状況〉

策定済み1, 405市町村の回答



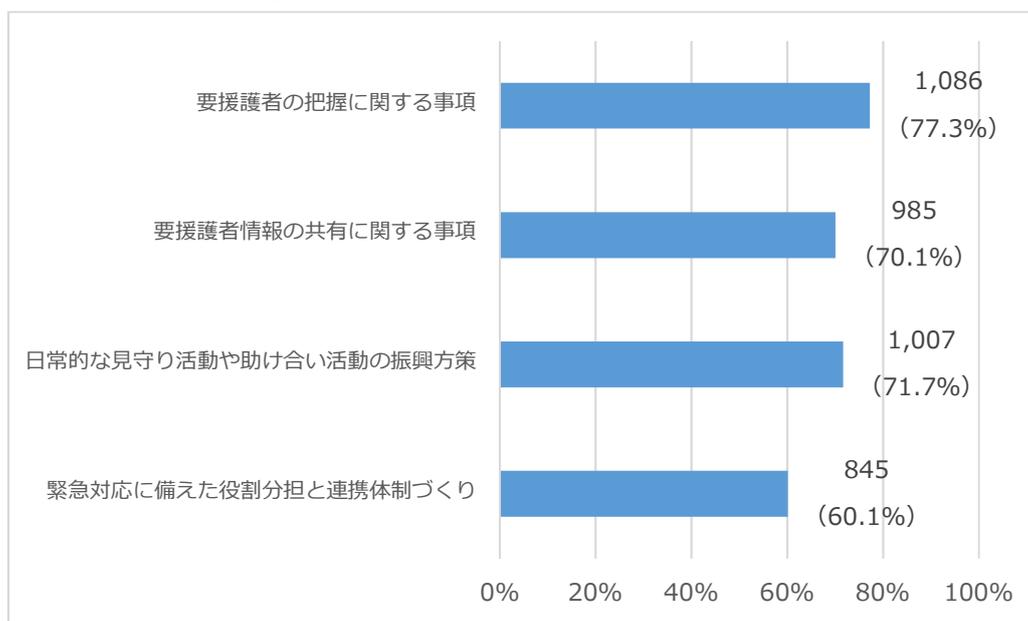
「実施している」または「実施予定」の場合の内容詳細

「実施している」または「実施予定」の905市町村の回答



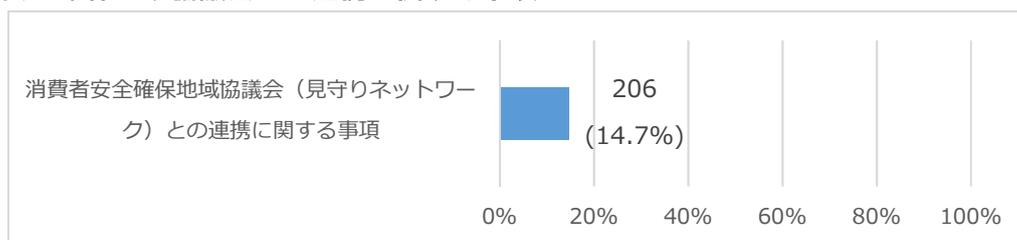
② 要援護者の支援方策に関する事項について

策定済み1, 405市町村の回答



③ 消費者安全確保地域協議会との連携に関する事項について

策定済み1, 405市町村の回答

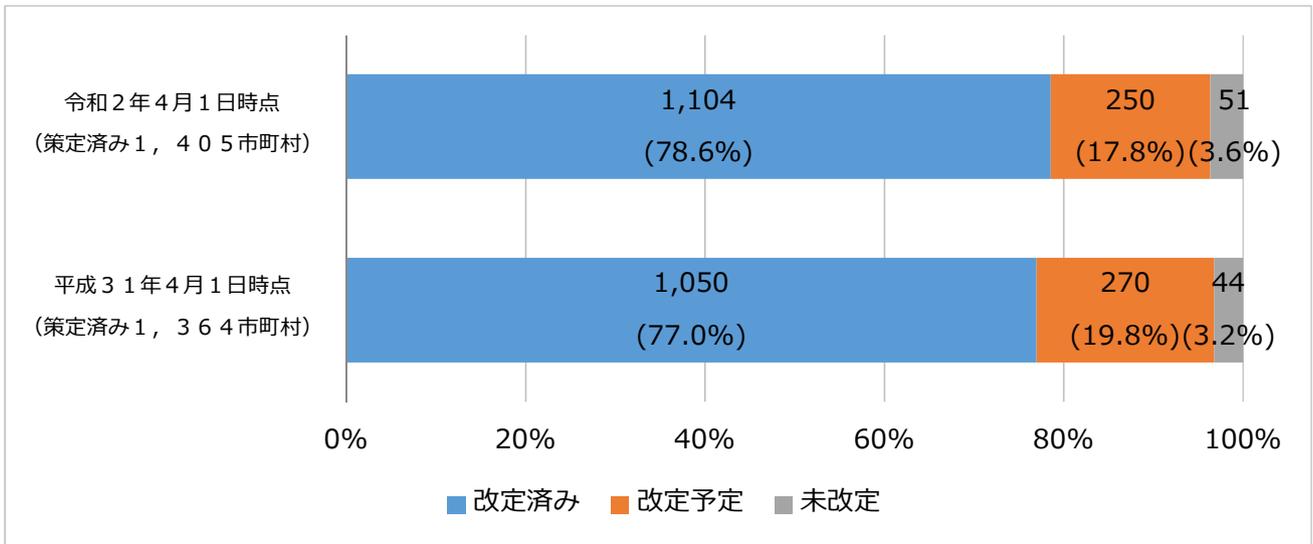


I-3 市町村地域福祉計画の改定状況

(地域福祉計画に係る社会福祉法の規定が施行された平成15年4月以降の改定状況)

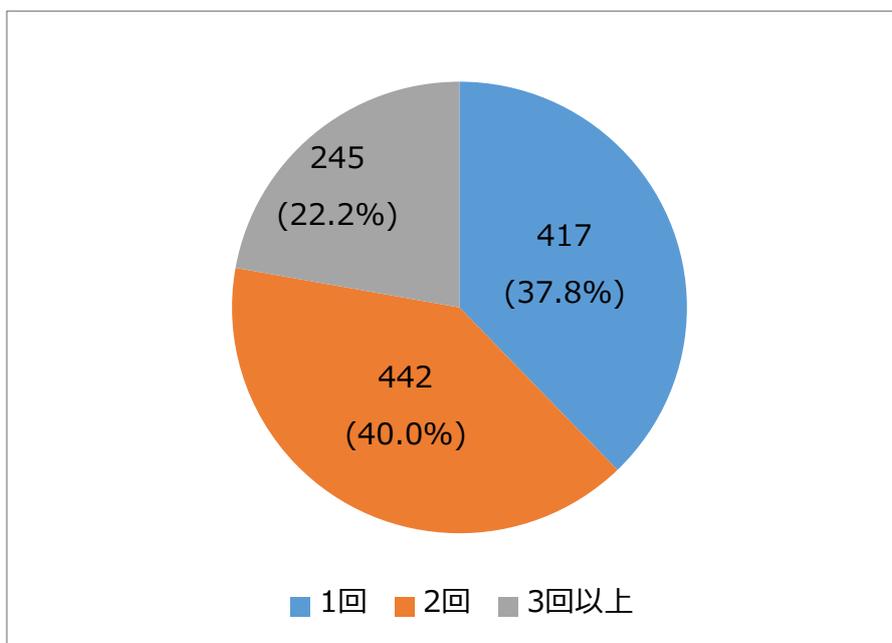
- 「改定済み」の回答は1,104市町村(78.6%)となり、前回調査と比較して1.6ポイント増加した。
- 「改定済み」のうち改定回数については、417市町村(37.8%)は1回、687市町村(62.2%)は2回以上と回答している。

策定済み1,405市町村の回答



〈改定回数〉

改定済み1,104市町村の回答

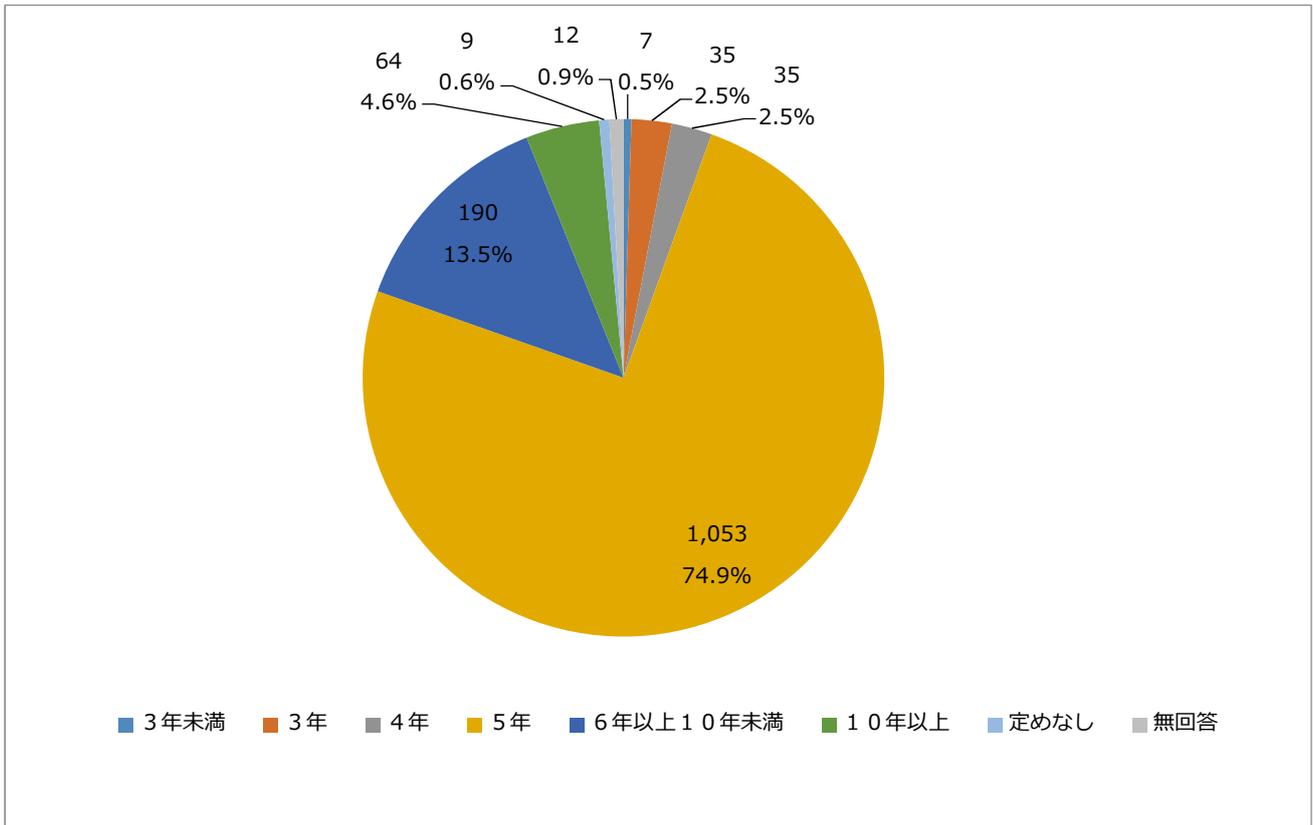


I-4 地域福祉計画の期間及び進行管理

- 計画の期間については1,053市町村(74.9%)が「5年間」となっている。
- 計画の内容を、定期的に点検しているのは864市町村(61.5%)となっている。そのうち552市町村(63.9%)は評価実施体制を構築している。

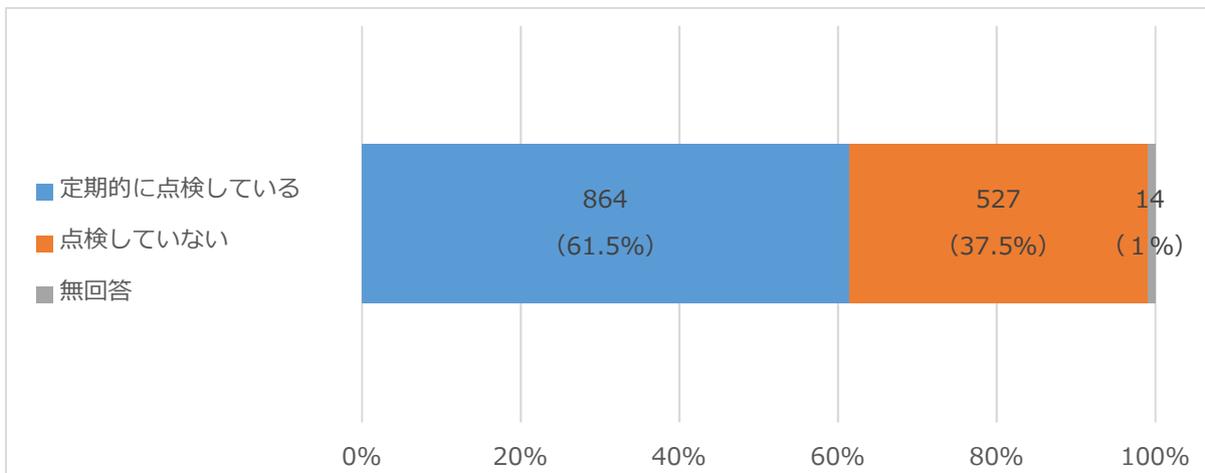
〈計画の期間〉

策定済み1,405市町村の回答



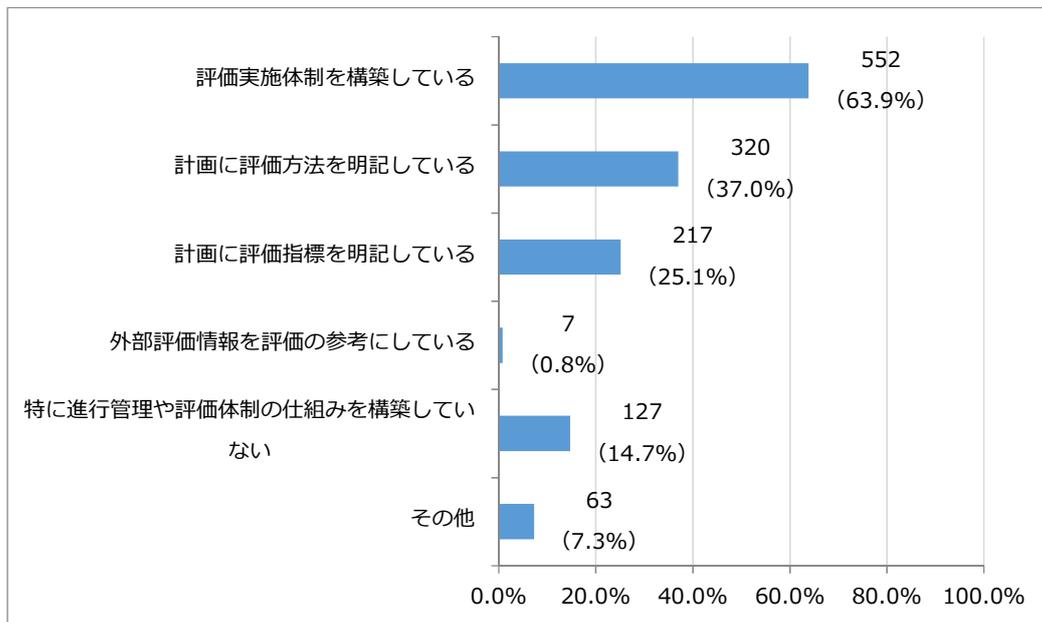
〈計画の点検状況〉

策定済み1,405市町村の回答



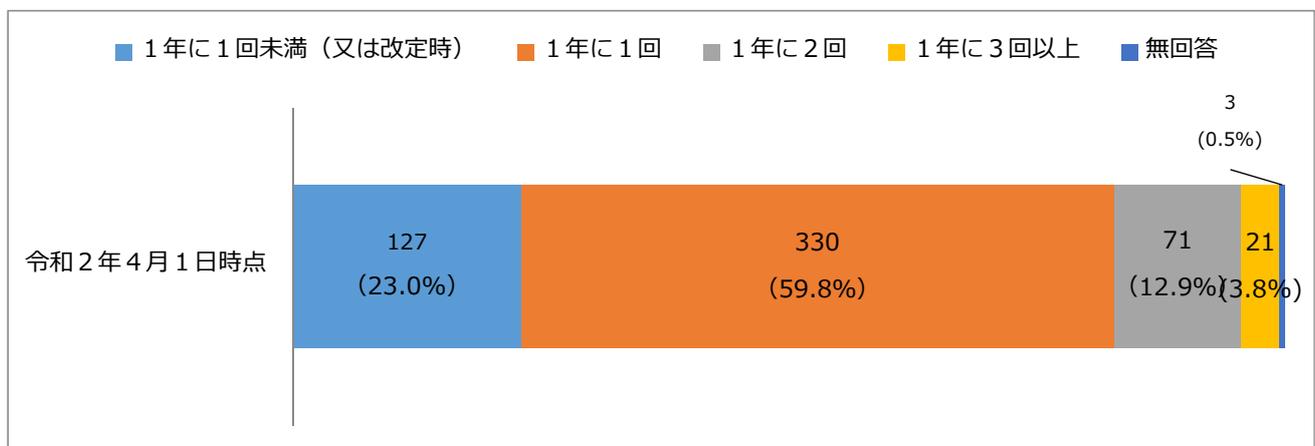
〈評価体制〉

定期的に点検している864市町村の回答（複数回答）



〈評価委員会の開催回数〉

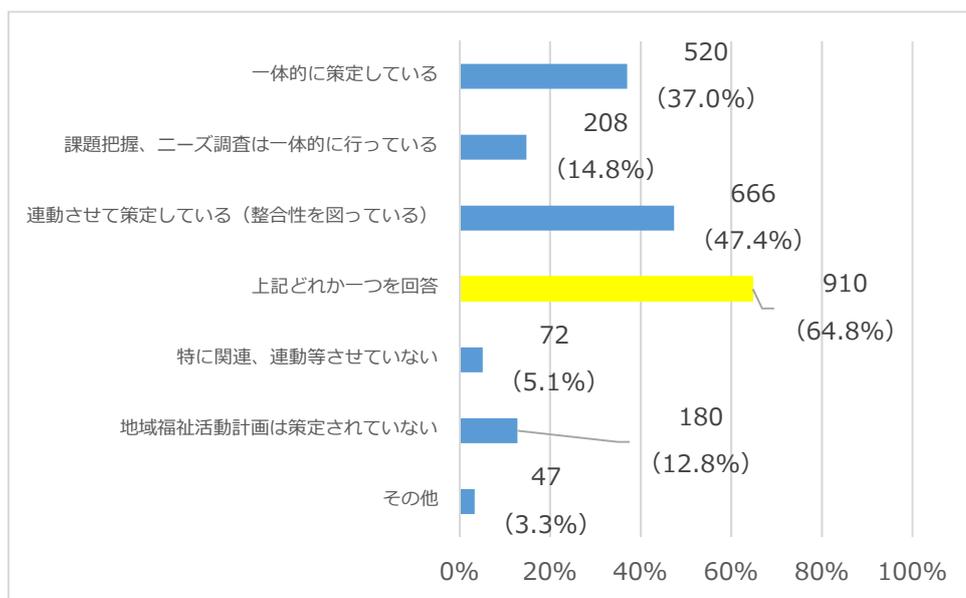
評価実施体制を構築している552市町村の回答



I-5 地域福祉活動計画との関係

- 地域福祉計画を策定している1,405市町村のうち、1,225市町村で地域福祉活動計画を策定しており、「連動させて策定している」が666市町村(47.4%)と最も多くなっている。
- 「一体的に策定している」「課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている」「連動させて策定している(整合性を図っている)」のいずれか1つを回答したのは910市町村(64.8%)となっている。

策定済み1,405市町村の回答(複数回答)



「その他」の回答例

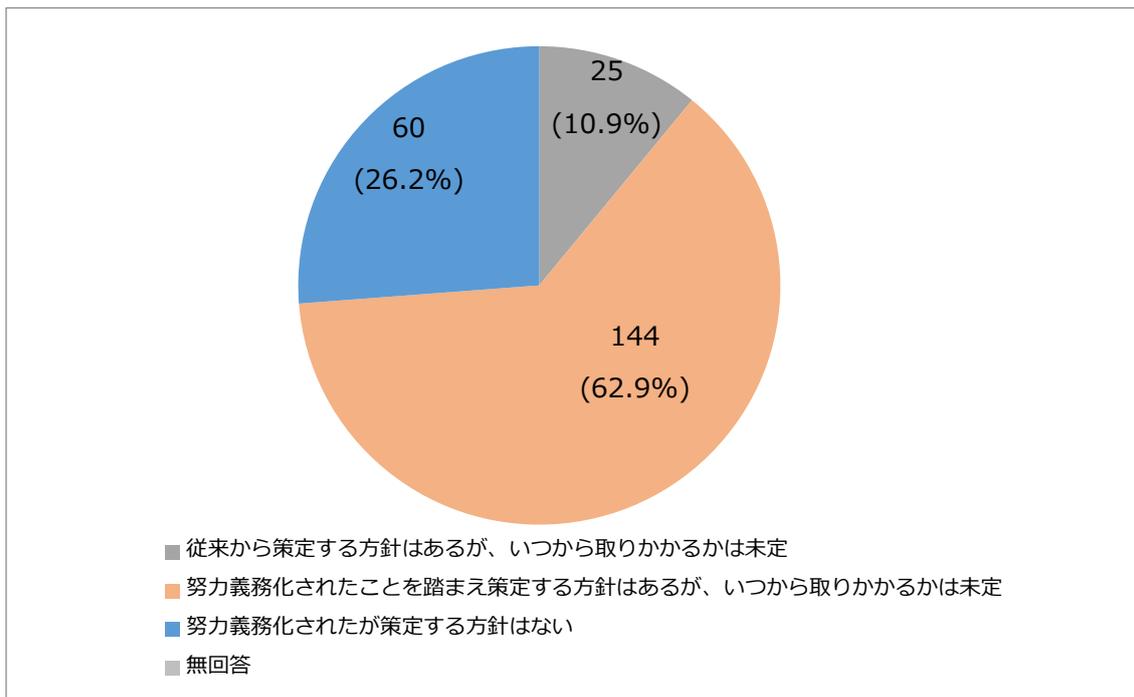
- 双方の計画の会議に担当者が参加するなどして整合性をはかっている。
- 一部の内容について連動させている。
- 次回の改定時など、今後連動させていく予定である。
- 社会福祉協議会職員が策定委員として参加している。
- 関連・連動した内容になるよう作成中。
- 特に連動させていないが、計画年度を同時期に設定している。

I-6 策定未定の市町村の策定方針および未策定の理由、策定のために必要な支援策

- 「策定未定」の229市町村（P4, I-1参照）のうち、144市町村（62.9%）が「努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」と回答している。
- 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く183市町村（79.9%）となっており、必要な支援策として184市町村（80.3%）が「既に策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。

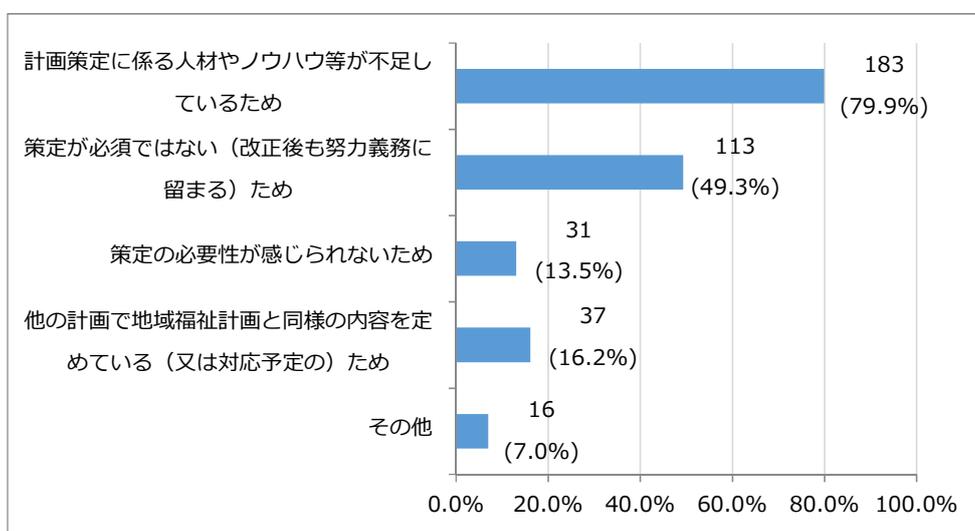
〈計画の策定方針〉

策定未定229市町村の回答



〈未策定の理由〉

策定未定229市町村の回答（複数回答）

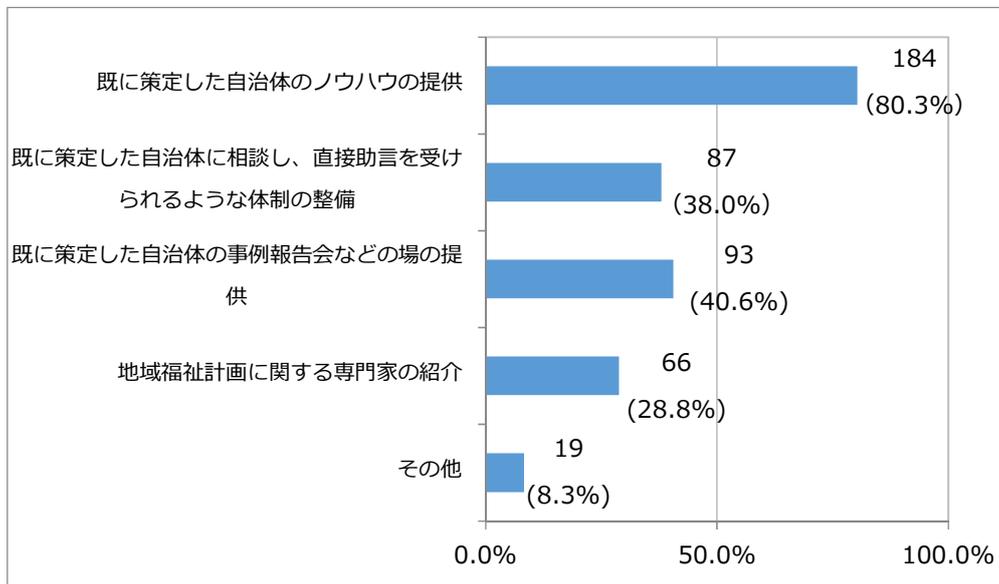


「その他」の回答例

- 他の優先すべき業務があり、地域福祉計画の策定が義務づけられていない中（努力義務）、他の業務が優先であるため、人的・財政的な支援等がなければ困難。
- 策定に要するマンパワー不足。
- 今後策定に向けた協議を行う予定（または検討中）。
- 震災後の状況が落ち着いたら策定について検討する予定。
- 策定の予算が見つからない。
- 多くの計画を策定することに時間を割かれ、策定はするものの事業展開まで至らない現状があるため。
- 個別計画で対応しているため。

〈必要な支援策〉

策定未定 229 市町村の回答



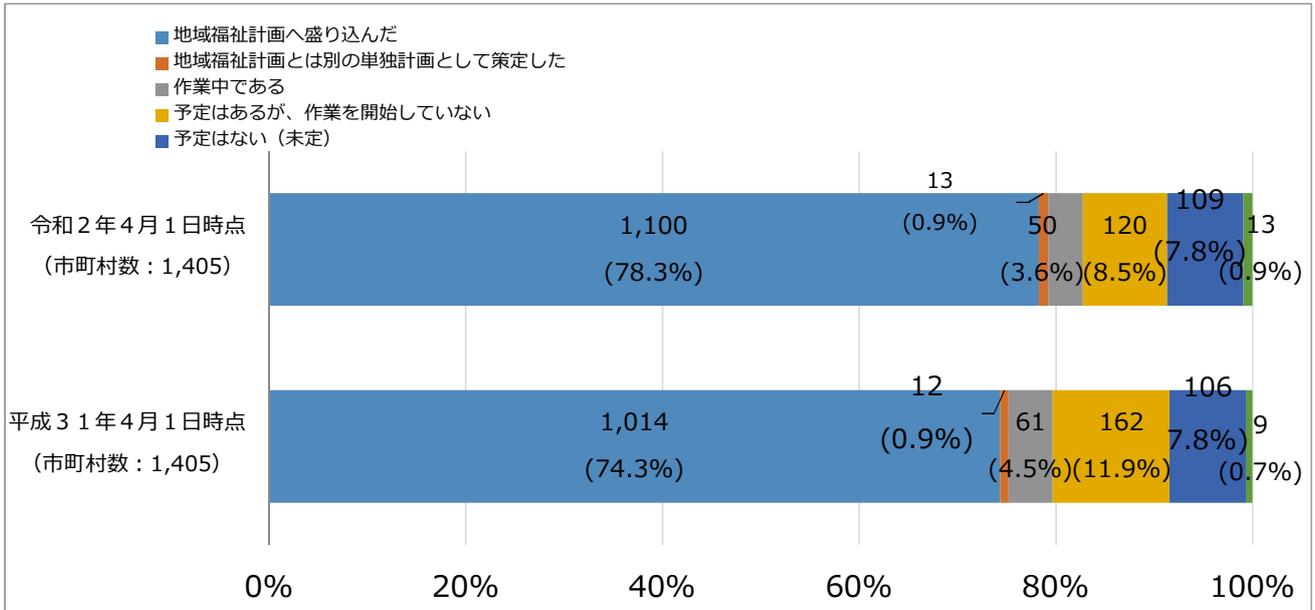
「その他」の回答例

- 策定のための財政支援（人員配置、業務委託等）。
- 人的支援（計画策定の専門家の派遣）。
- 同規模自治体の策定状況の情報提供。

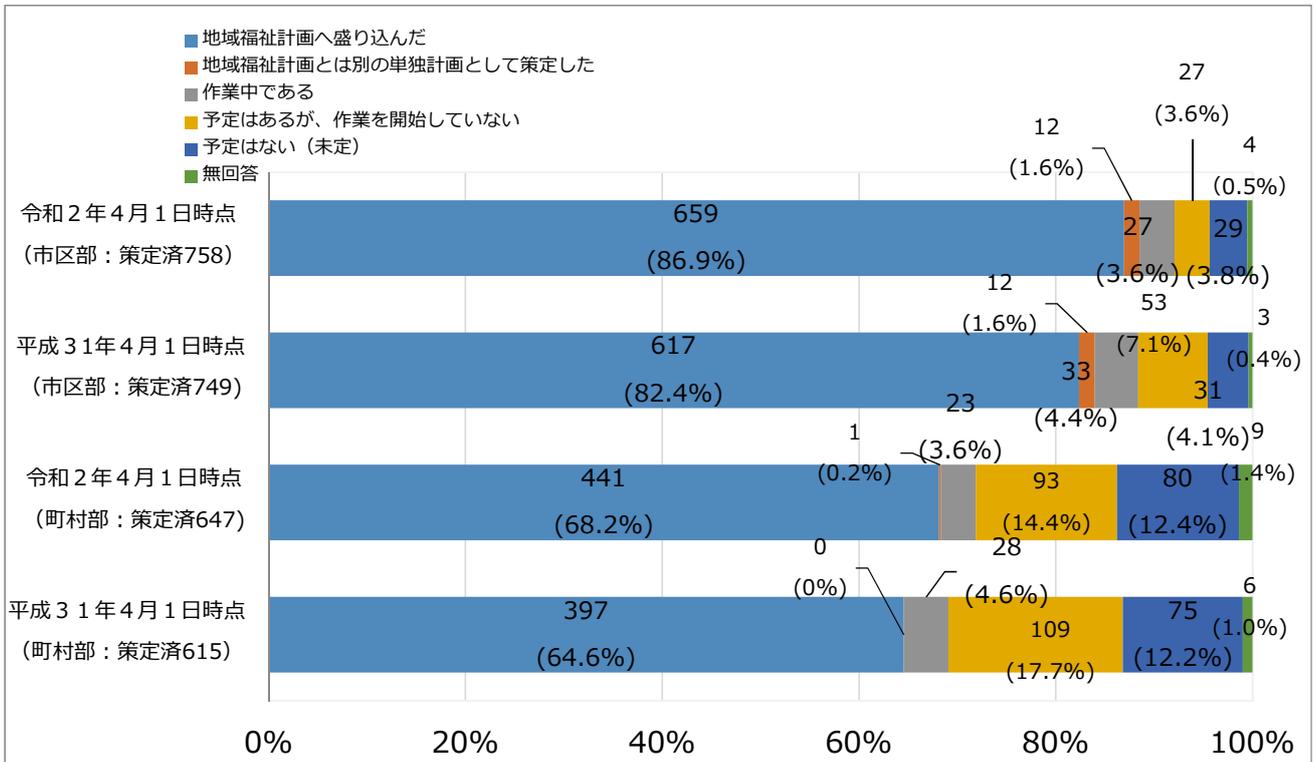
I-7 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 策定済み1,405市町村のうち、1,100市町村(78.3%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して4ポイント増加した。
- 「地域福祉計画と別の単独計画として策定した」13市町村(0.9%)、「作業中である」50市町村(3.6%)。
- 生活困窮者自立支援方策の位置付けについて、市区部(86.9%)と町村部(68.2%)の間で18.7ポイントの差がある。

策定済み1,405市町村の回答



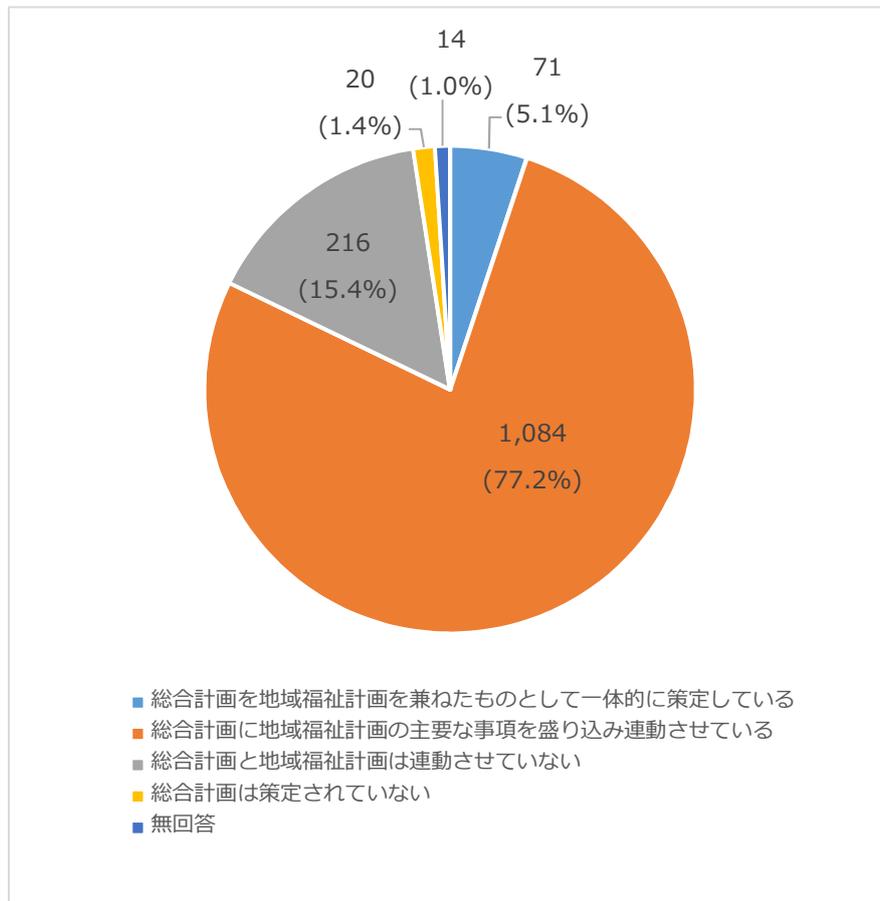
〈市区部・町村部別〉



I-8 自治体総合計画との関係について

- 総合計画との関係については、策定済み1,405市町村のうち、71市町村（5.1%）が「総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している」と回答し、1,084市町村（77.2%）が「地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている」と回答している。

策定済み1,405市町村の回答

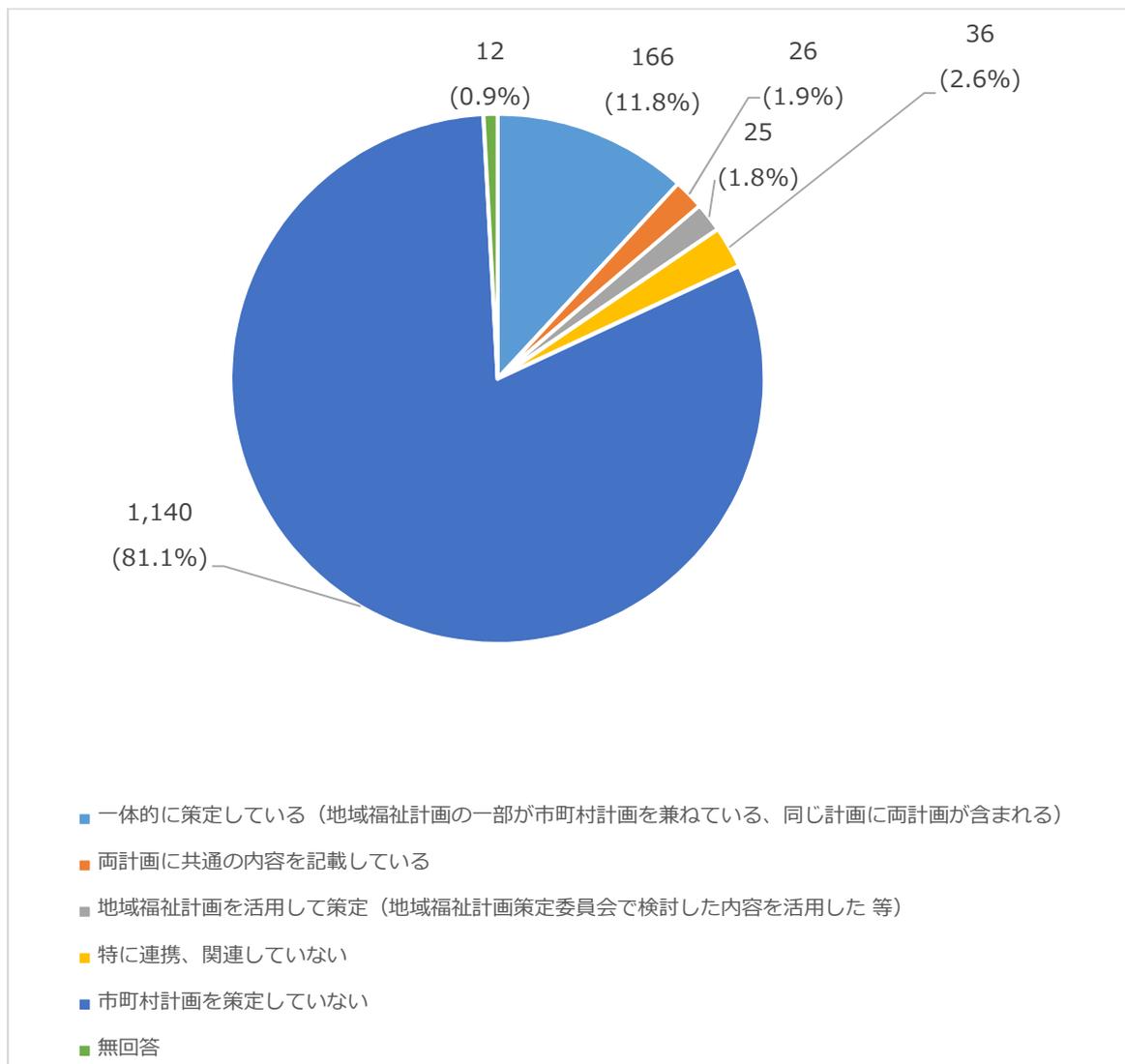


1-9 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について

- 成年後見制度利用促進計画との関係については、策定済み1,405市町村のうち、166市町村（11.8%）が「一体的に策定している」と回答し、25市町村（1.8%）が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。
- 自殺対策計画との関係については、92市町村（6.5%）が「一体的に策定している」と回答し、135市町村（9.6%）が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。

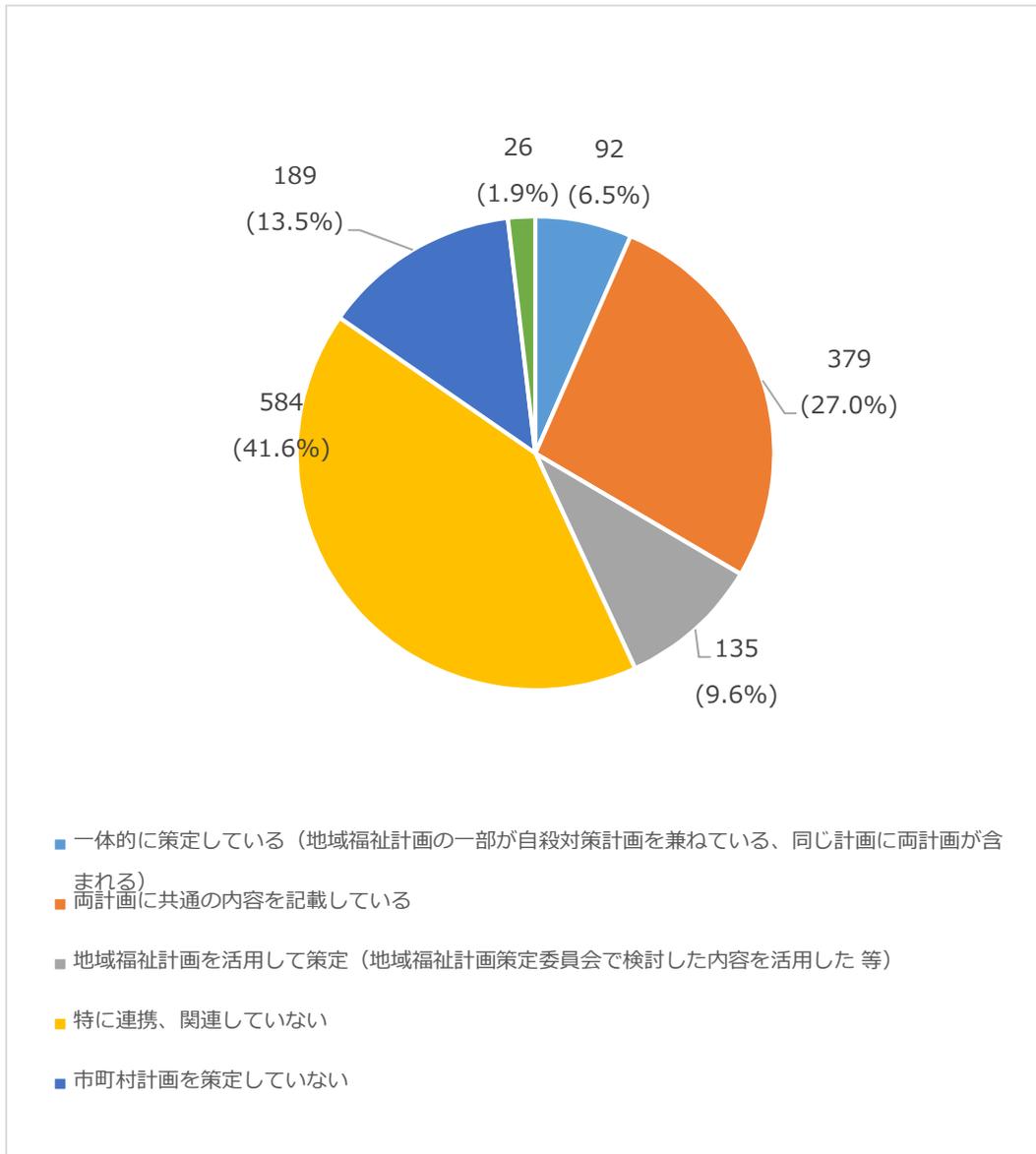
〈成年後見制度利用促進法による市町村計画との関係〉

策定済み1,405市町村の回答



〈市町村自殺対策計画との関係〉

策定済み1, 405市町村の回答

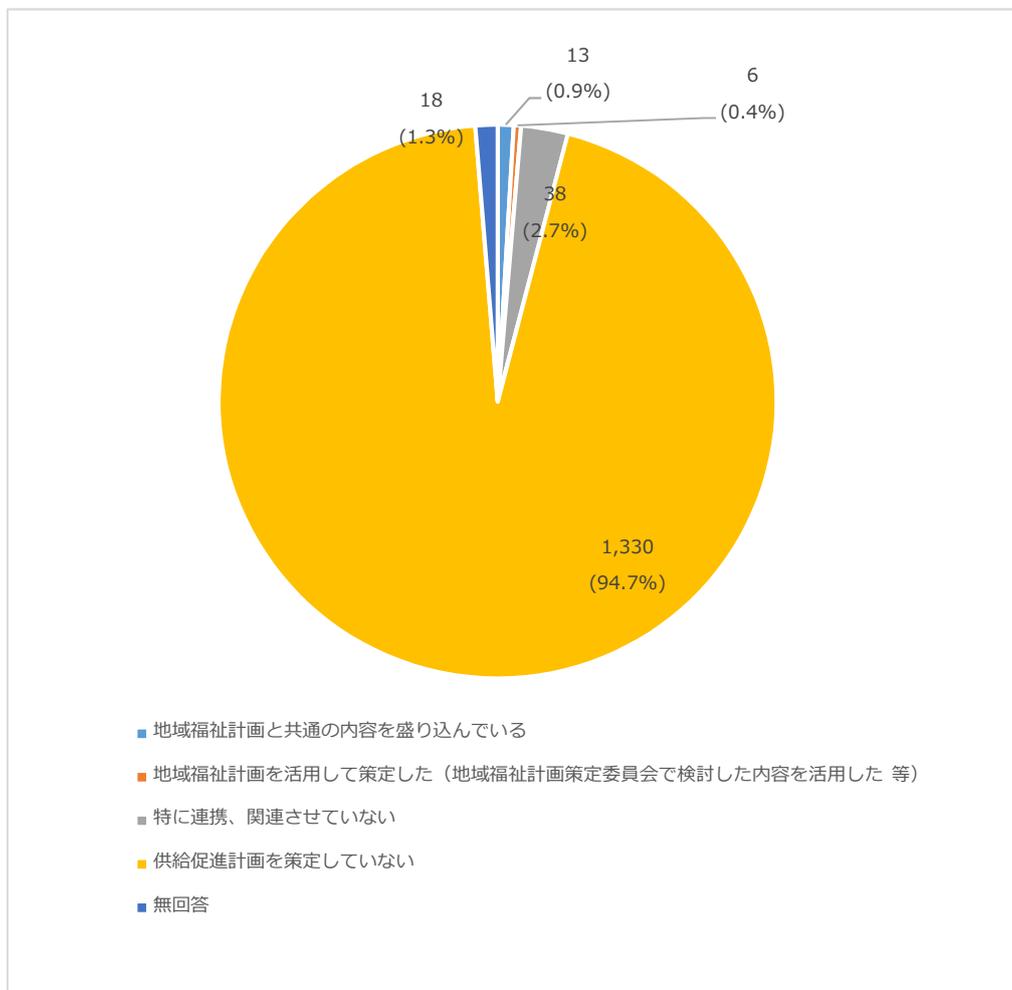


1-10 その他関係する分野の計画との関係について

- 住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係については、策定済み1,405市町村のうち13市町村(0.9%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、6市町村(0.4%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 地方再犯防止推進計画との関係については、策定済み1,405市町村のうち8市町村(0.6%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、23市町(1.6%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 市町村地域防災計画との関係については、策定済み1,405市町村のうち610市町村(43.4%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、89市町村(6.3%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

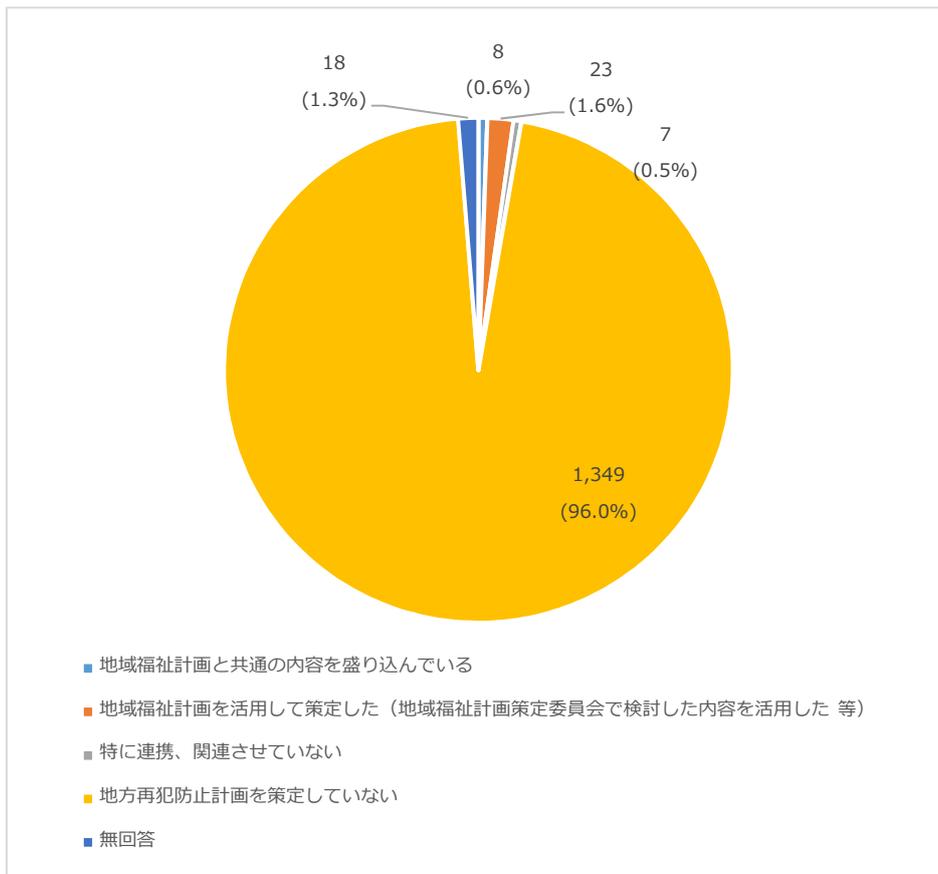
〈住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係〉

策定済み1,405市町村の回答



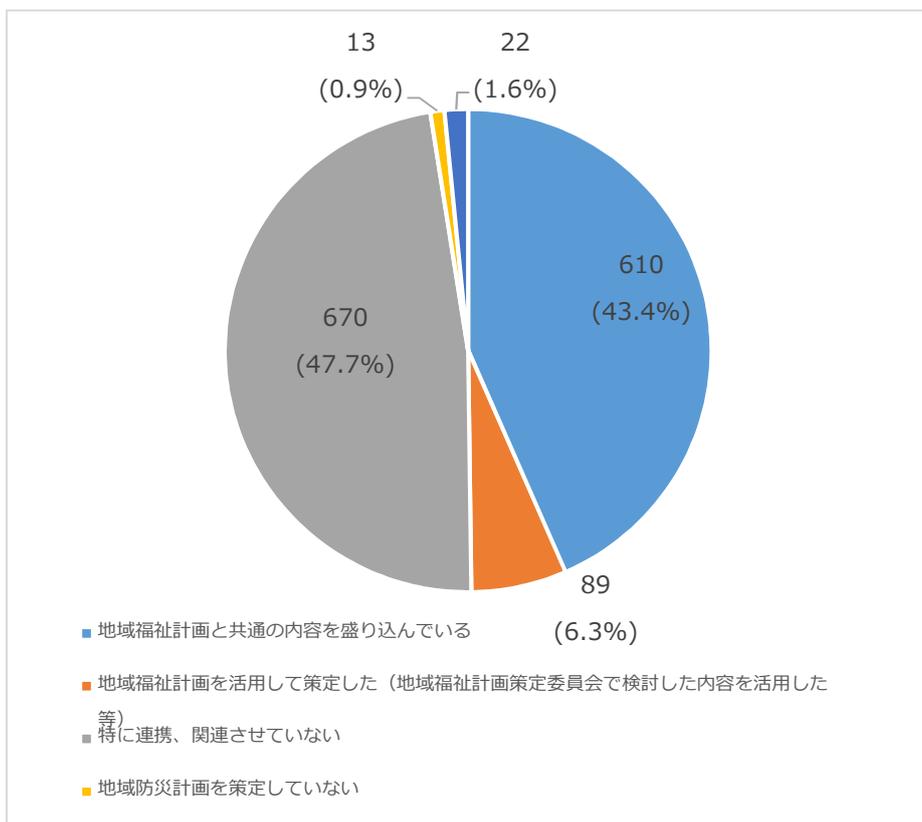
〈地方再犯防止推進計画との関係〉

策定済み1, 405市町村の回答



〈市町村地域防災計画との関係〉

策定済み1, 405市町村の回答



Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査結果（令和2年4月1日時点）

- 1 策定状況
- 2 地域福祉支援計画の策定内容
- 3 地域福祉支援計画の改定状況
- 4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 6 都道府県別地域福祉計画の策定状況
- 7 地域福祉計画の策定の推進及び支援状況

【調査の概要】

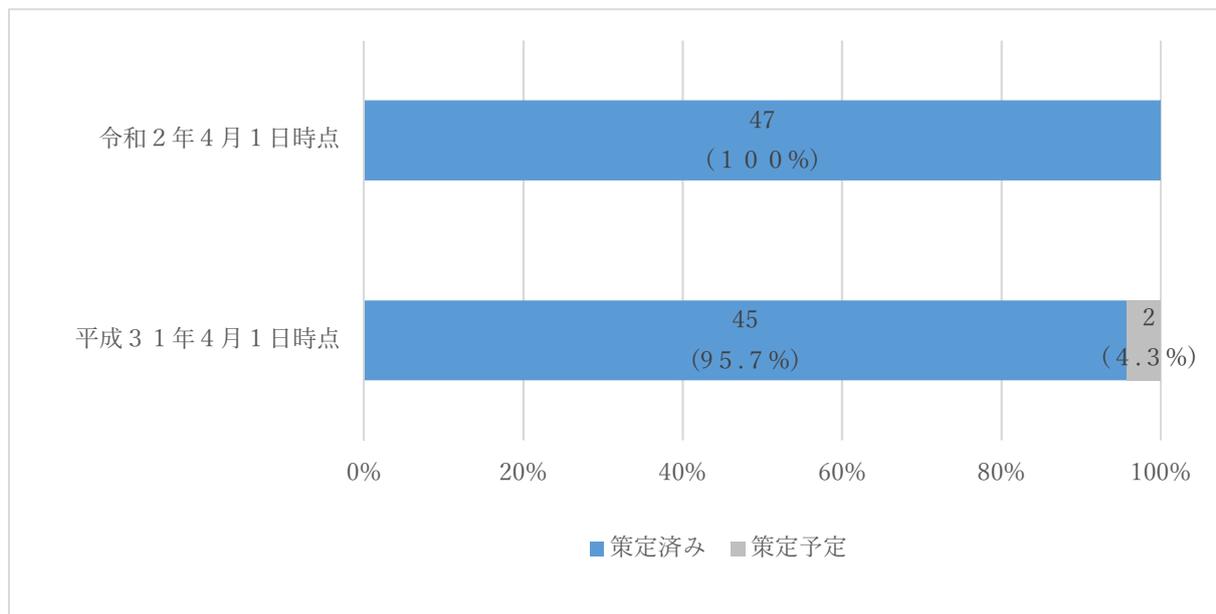
- 調査対象 47都道府県
- 回答数 47都道府県（回答率100%）
- 調査時点 令和2年4月1日現在

※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

Ⅱ－１ 策定状況

- 全47都道府県において、地域福祉支援計画策定済み（100%）

47都道府県の回答

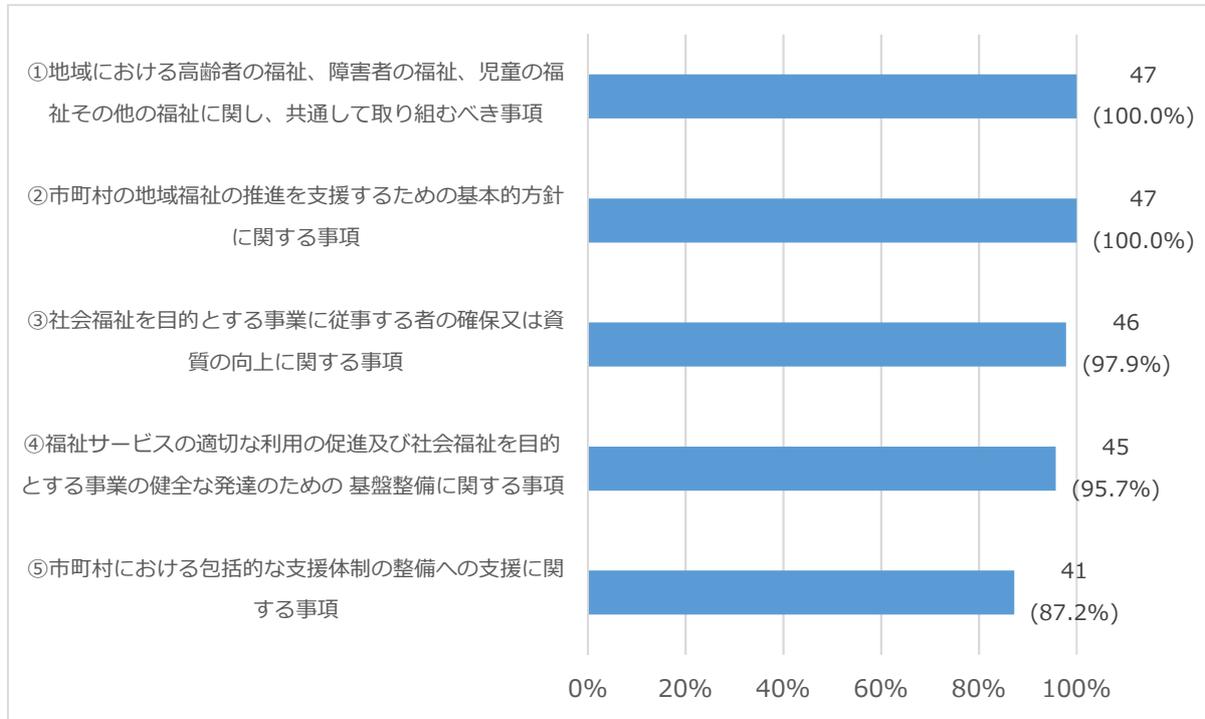


Ⅱ－２ 地域福祉支援計画の策定内容

- 地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、法定上必要となる5項目すべてを計画に位置付けているのは39都道府県（83.0%）になっている。

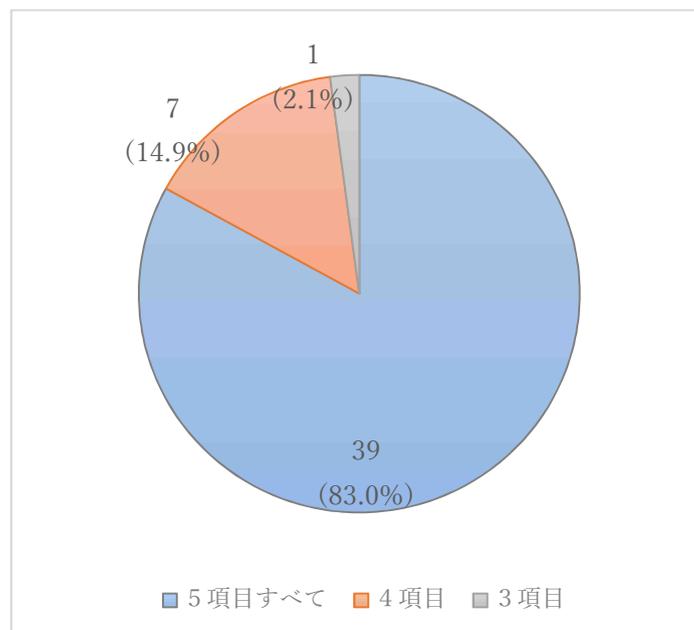
〈項目別策定自治体数〉

47都道府県の回答



〈策定項目数〉

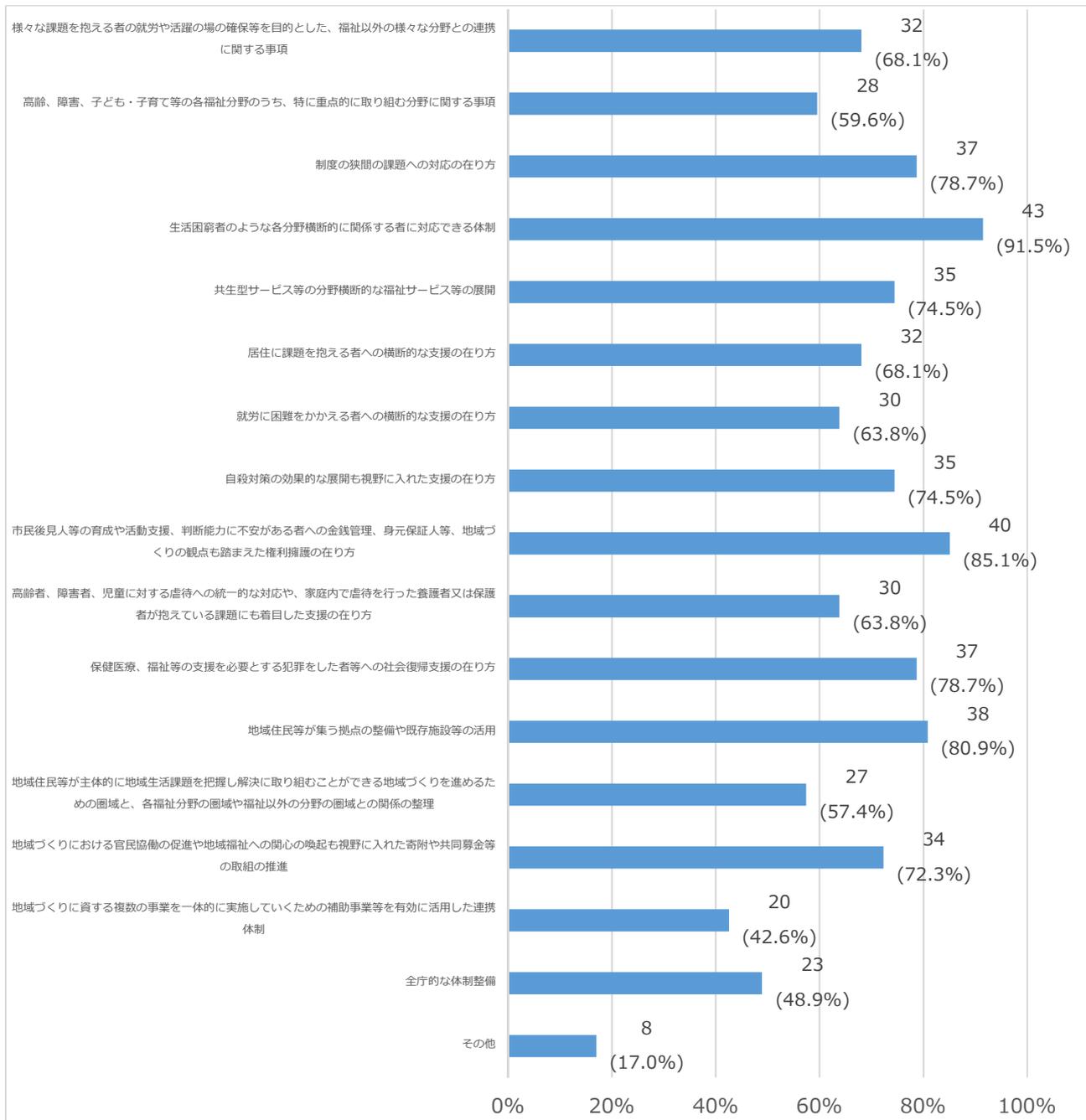
47都道府県の回答



〈内容詳細〉

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について

47都道府県の回答

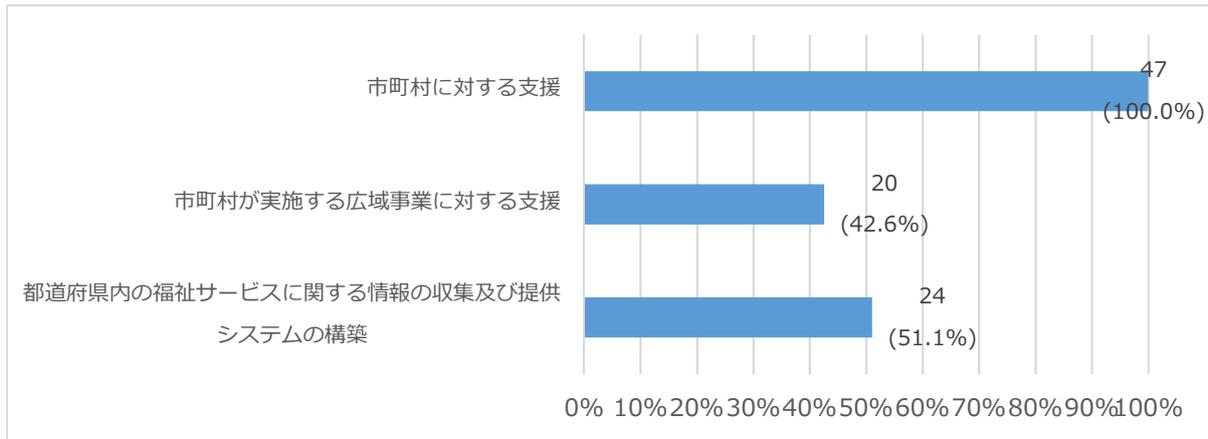


「その他」の回答例

- 災害時の要配慮者対策の推進
- 支え合いの地域づくり
- 環境・基盤づくり
- 子どもの貧困対策
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 人財づくり
- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進

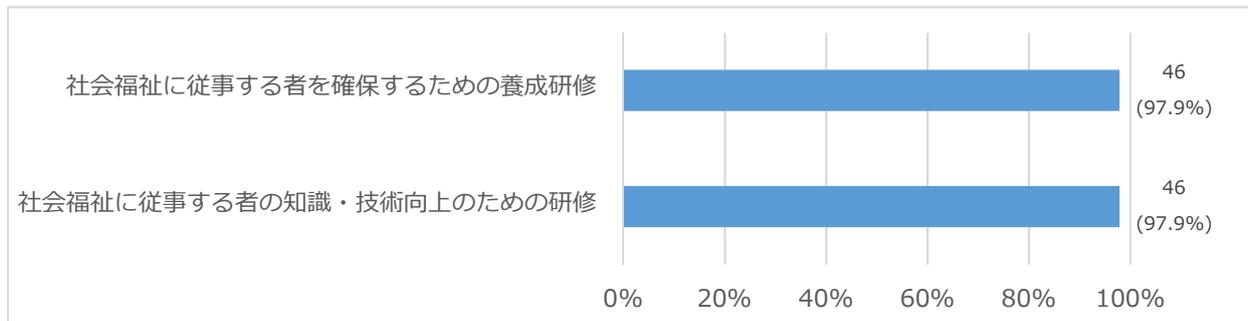
② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

47 都道府県の回答



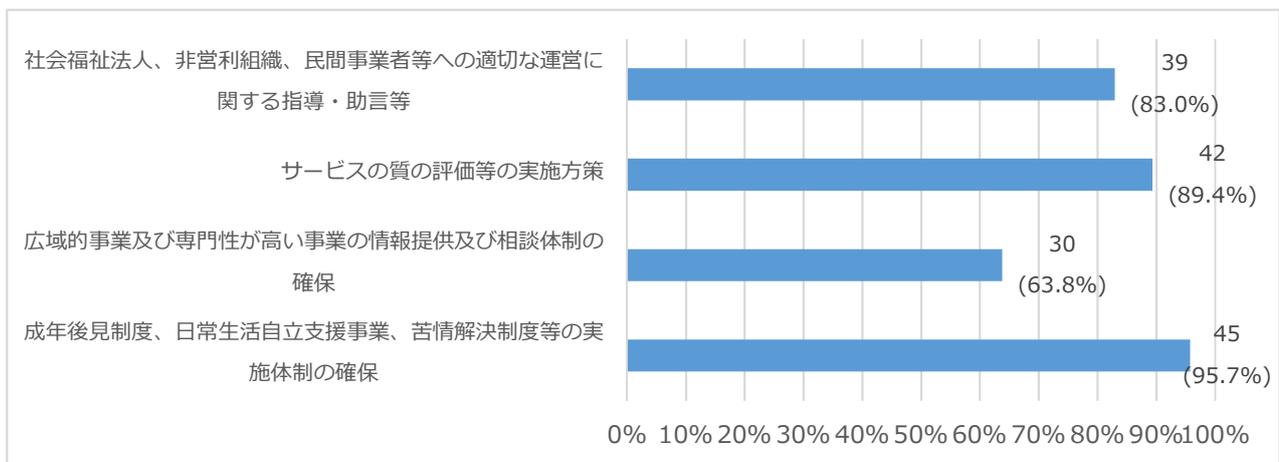
③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

47 都道府県の回答



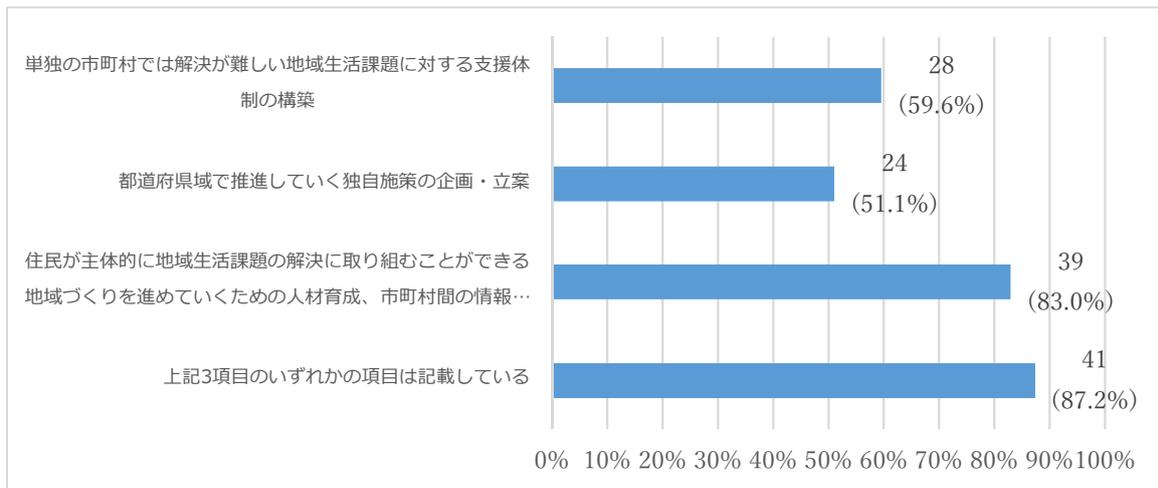
④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

47 都道府県の回答



④ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

4.7 都道府県の回答

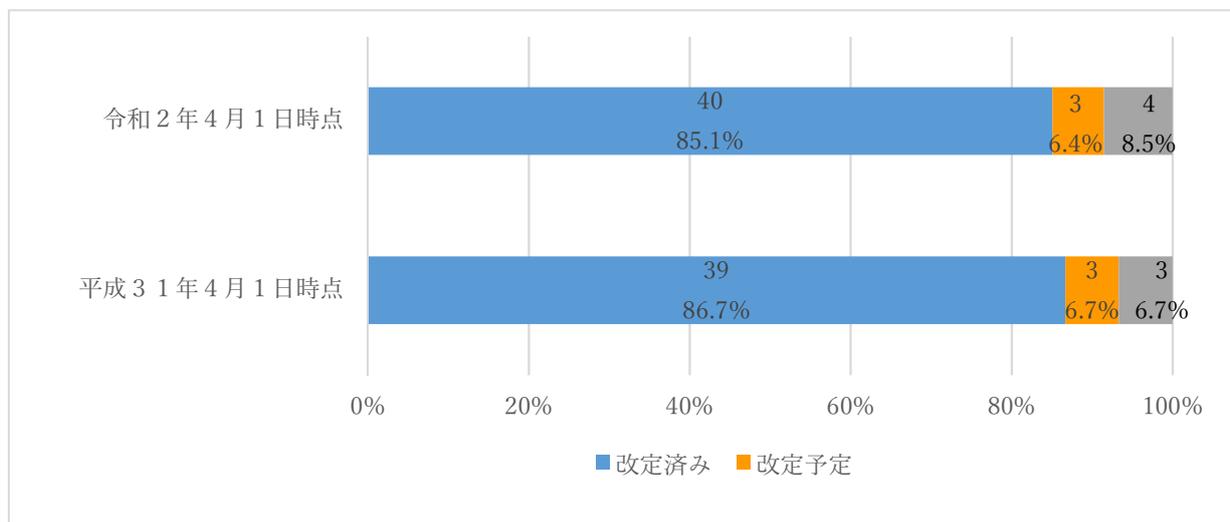


Ⅱ－３ 地域福祉支援計画の改定状況

- 「改定済み」と回答した都道府県は約9割であり、そのうち16府県（40.0%）が「2回」、16府県（40.0%）が「3回以上」と回答している。

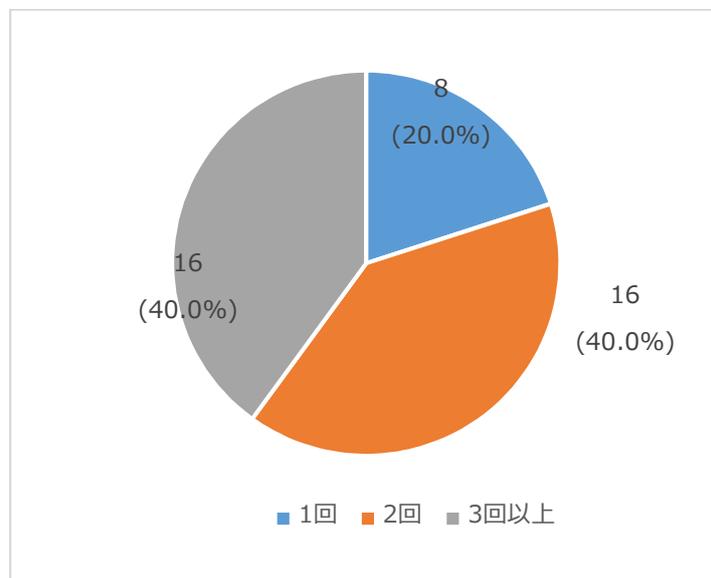
〈改定状況〉

策定済み47都道府県の回答



〈改定回数〉

改定済み40道府県の回答

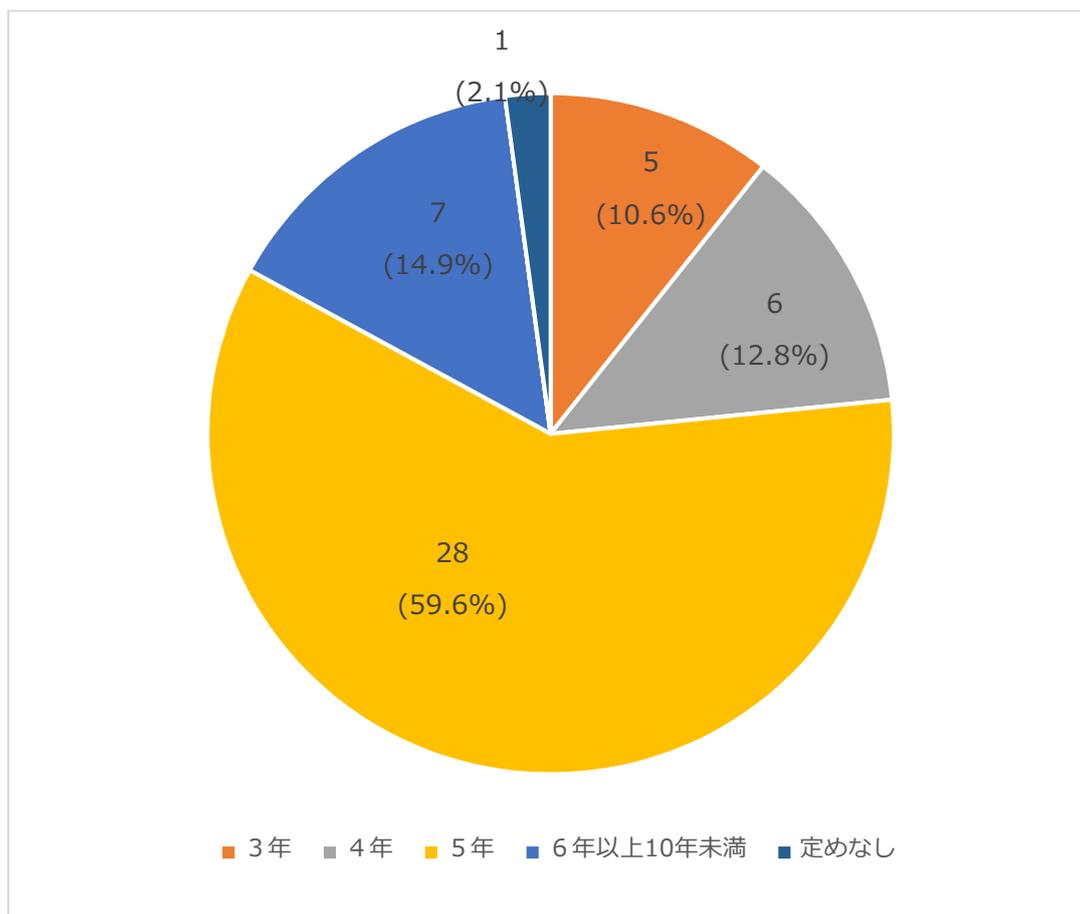


Ⅱ－４ 地域福祉支援計画の期間および進行管理

- 計画の期間については、28府県（59.6%）が「5年間」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは40都道府県（85.1%）となっており、そのうち27都道府県（67.5%）が評価実施体制を構築している。

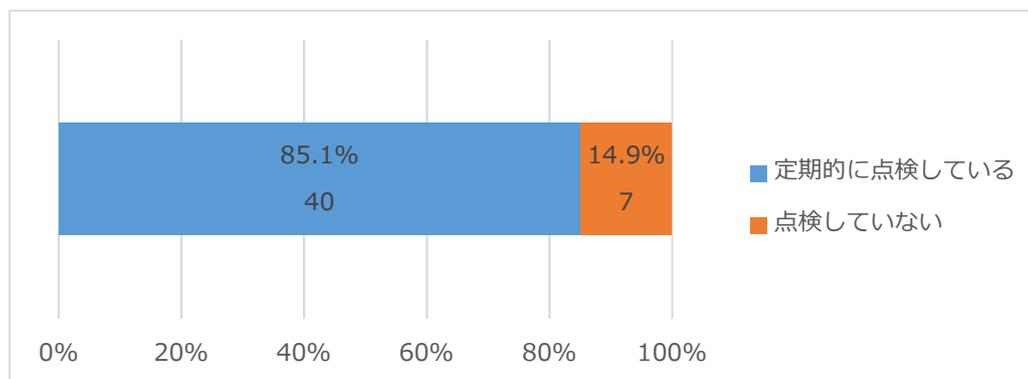
<計画の期間>

47都道府県の回答



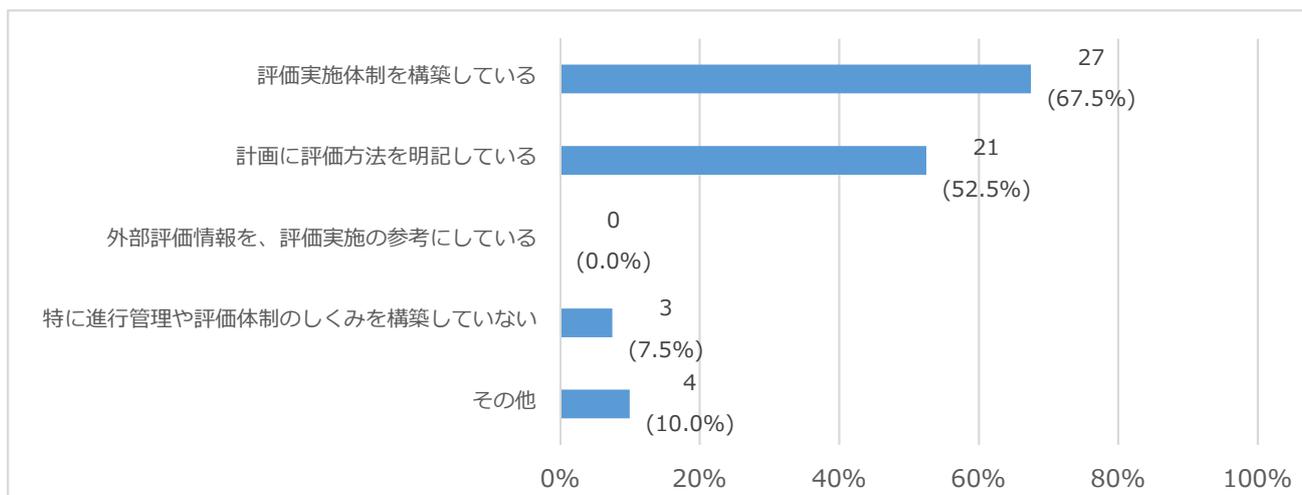
<計画の点検状況>

47都道府県の回答



＜評価体制＞

計画を定期的に点検している40都道府県の回答（複数回答）

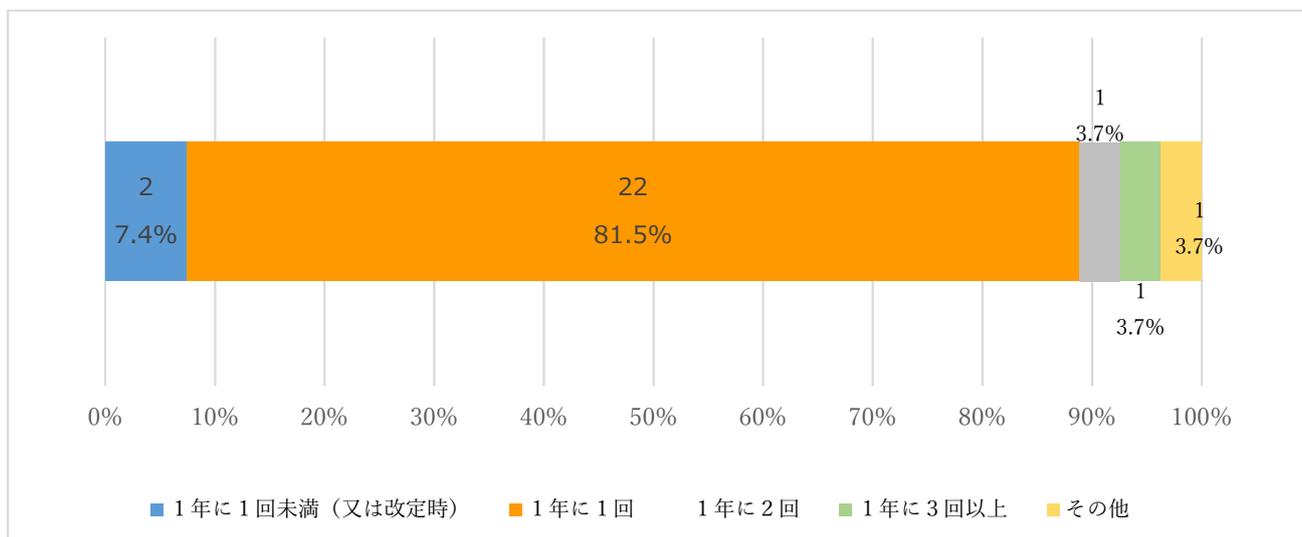


「その他」の回答例

- 目標値の進捗状況の確認や点検を行い、分析・評価を行っている。
- 毎年度年次レポートを作成し、進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしている。
- 庁内関係課への取組状況の照会

＜評価委員会の開催回数＞

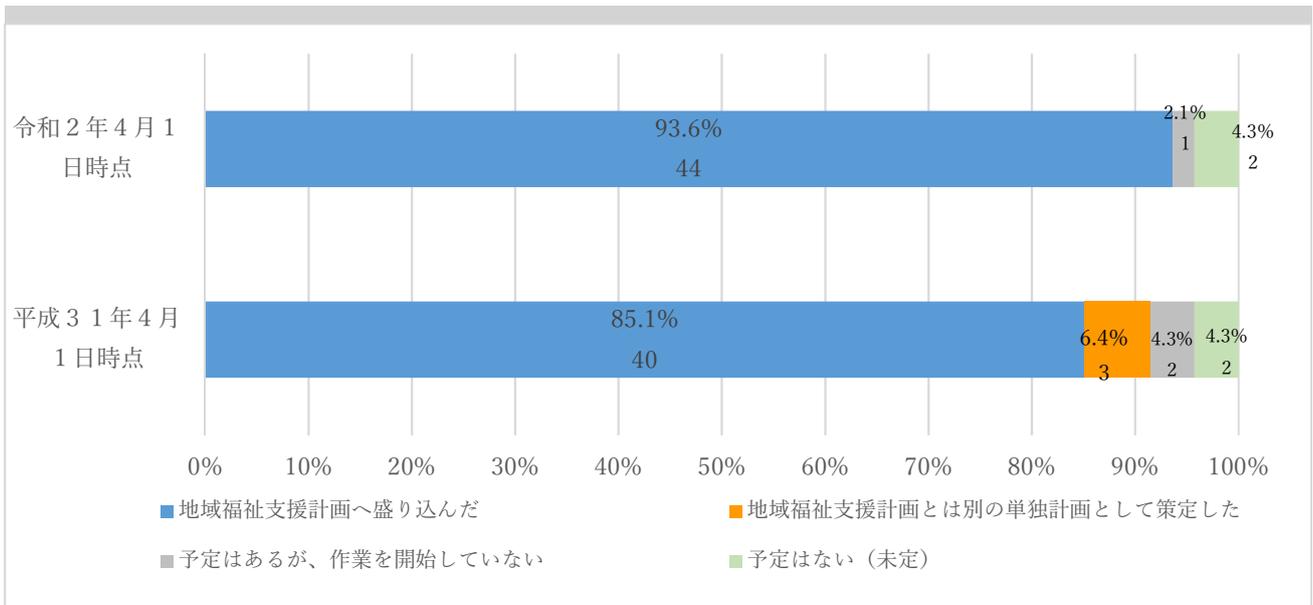
評価実施体制を構築している27都道府県の回答



Ⅱ－５ 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

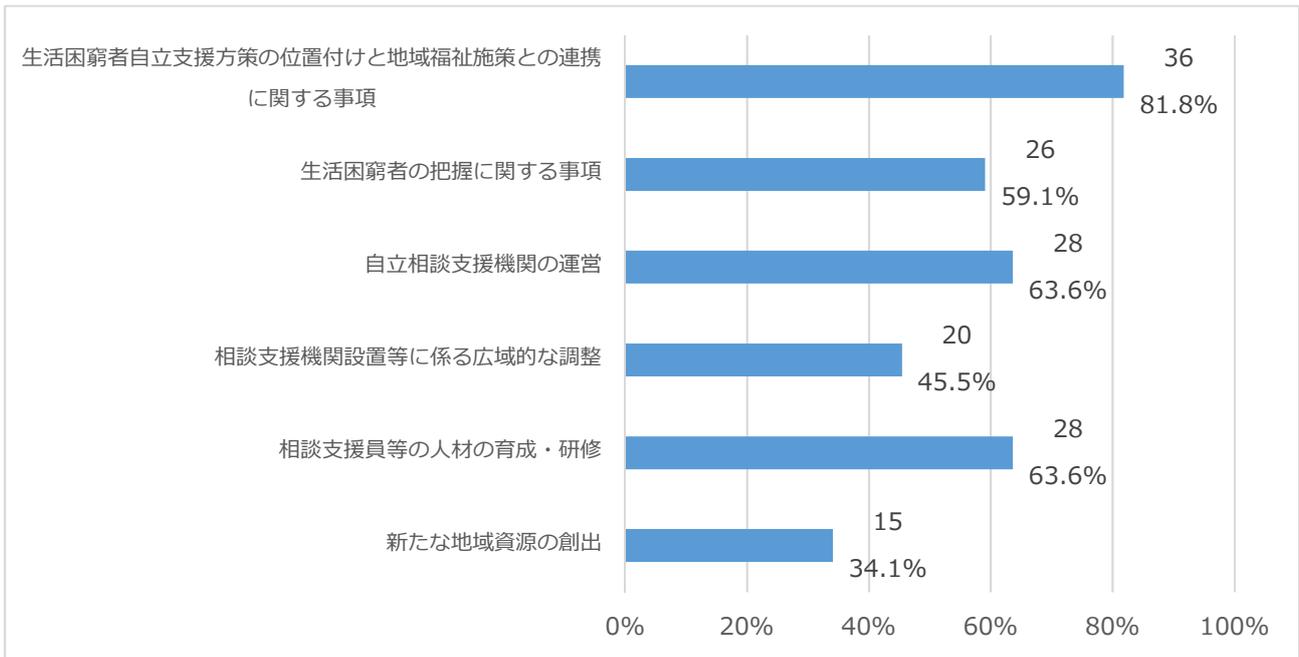
- 全47都道府県のうち生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは44都道府県（93.6%）であり、前回調査と比較して8.5ポイント増加している。
- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない（未定）」をあわせると3県（6.4%）となり、前回調査と比較すると1県（2.2ポイント）減少している。

47都道府県の回答



〈詳細内容〉

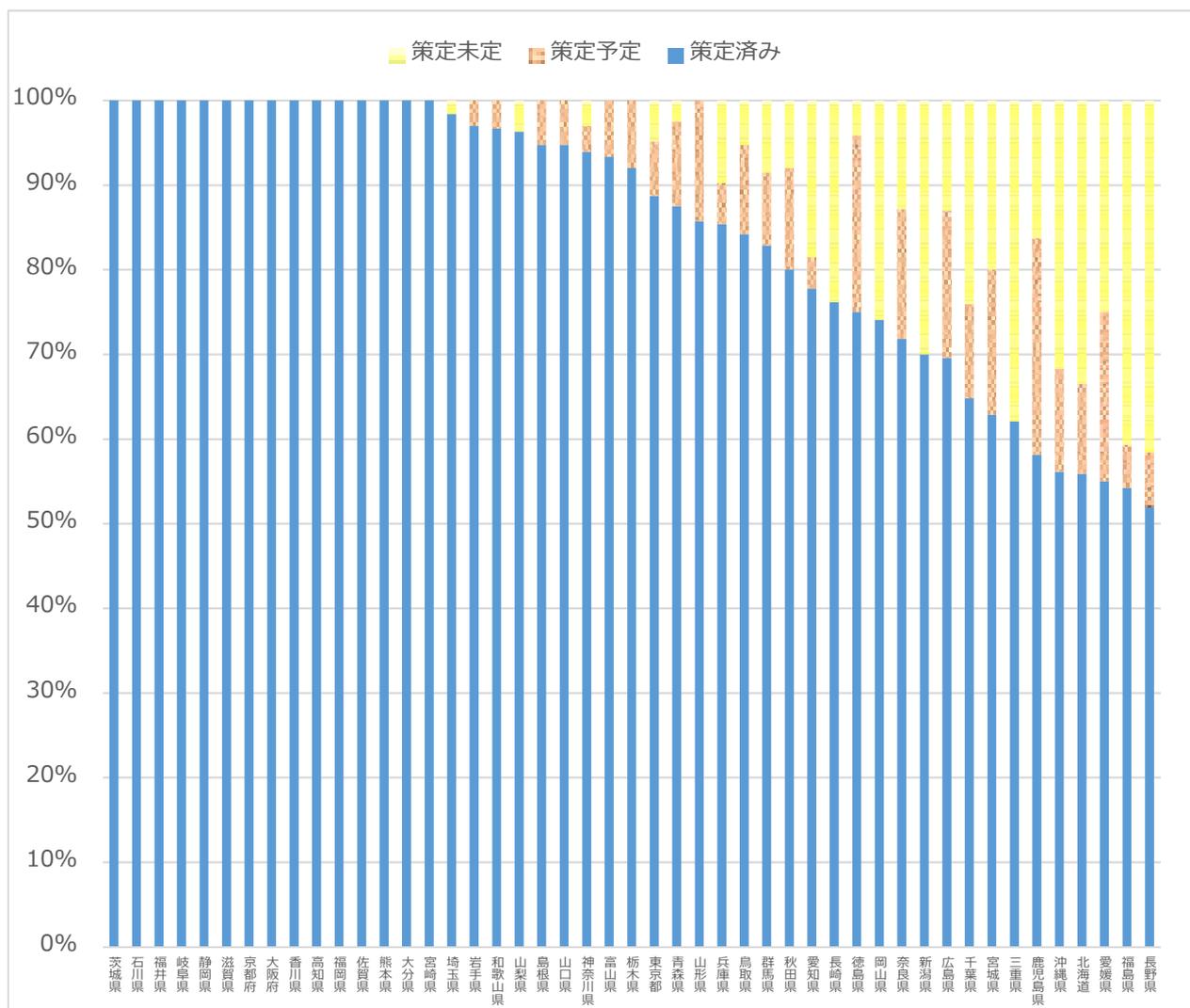
生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」または「別の単独計画として策定した」44都道府県の回答



Ⅱ－6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

都道府県における市町村地域福祉計画の策定率について、15府県（31.9%）が100%を達成している。

47都道府県の状況

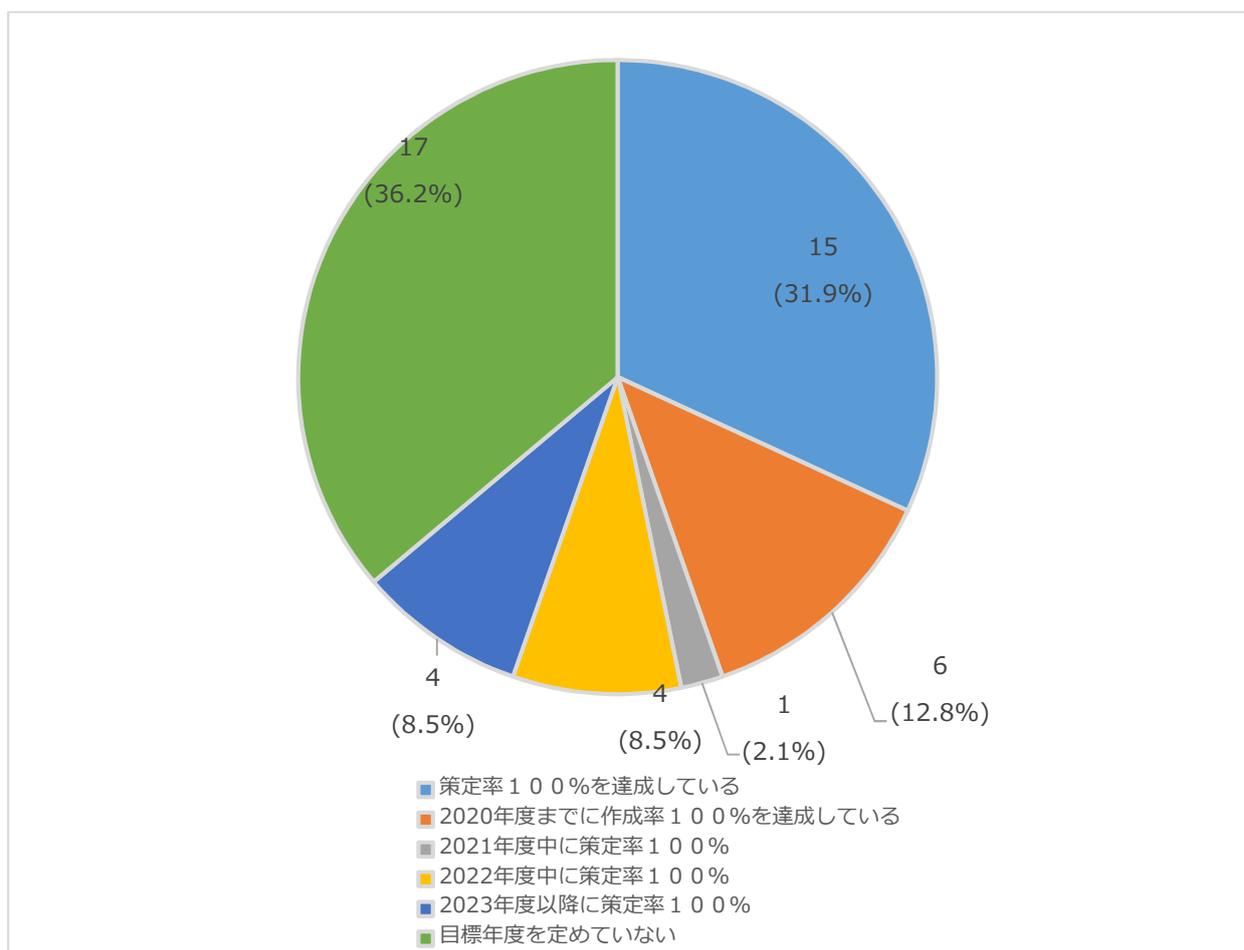


Ⅱ－７ 市町村地域福祉計画の策定の推進及び支援状況

(1) 管内市町村の地域福祉計画策定率100%達成目標年度

- 100%未達成の32都道府県のうち15道県(31.9%)が目標年度を定めており、17都県(36.2%)が「目標年度を定めていない」と回答している。

47都道府県の回答

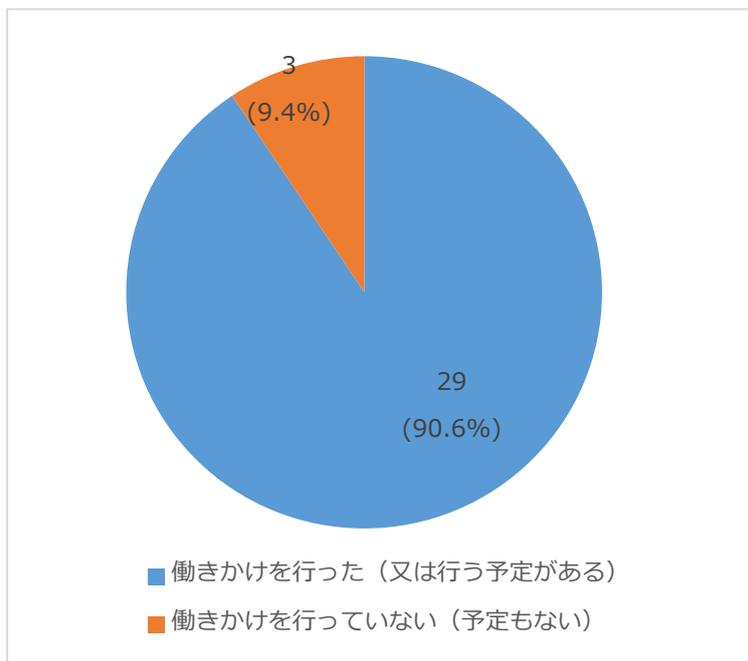


※策定率100%となっているのは、茨城県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県の15府県

(2) 管内市町村に対する助言・支援の実施状況

- 策定率100%を達成していない32都道県のうち、29都道県(90.6%)が管内市町村へ「策定の働きかけを行った(または行う予定がある)」と回答している。

32都道県の回答



具体的な働きかけの内容例

- 市町村職員を対象とした会議・研修会等を開催し、策定を働きかけ
- 個別に訪問・連絡し、ヒアリング・アドバイス等を実施
- 先行事例や優良事例、策定率を照会し、策定を促進
- 通知・文書等により策定に向けた取り組みを依頼